

やまぎわ
新田郡笠懸町山際窯跡採集遺物

綿 貫 邦 男・木 津 博 明

1 はじめに

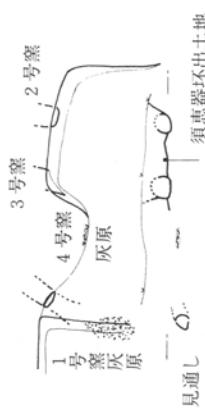
山際窯跡は新田郡笠懸町大字鹿字山際1907に所在する。本窯跡の間近には鹿の川窯跡があり、両窯跡ともかねてより、上野国分寺の建立に伴う創建意匠をもつ瓦を産した窯跡として著名である。ここに紹介する資料は、昭和51年以来細々と採集したものと、平成2年5月27日、川原嘉久治・栗原清・新倉明彦の3氏と共に綿貫・木津が同窯跡を訪れた折り、大量採集したものを含んでいる。多数の瓦類とともに数点の須恵器類を得ることができた。これらの資料は、上野国分寺建立の時期に深いかかわりがあろうことは疑いもなく、とくに須恵器類は県内の歴史時代土器編年に対して与えるであろう年代的根拠の重要性を認識し、本誌上に紹介するものである。なお、笠懸町教育委員会保管の伝山際窯跡資料の若干を合わせて掲載し紹介するとともに、改めて山際及び鹿の川窯跡の存在意義を考えてみたい。

2 遺跡の立地と概要

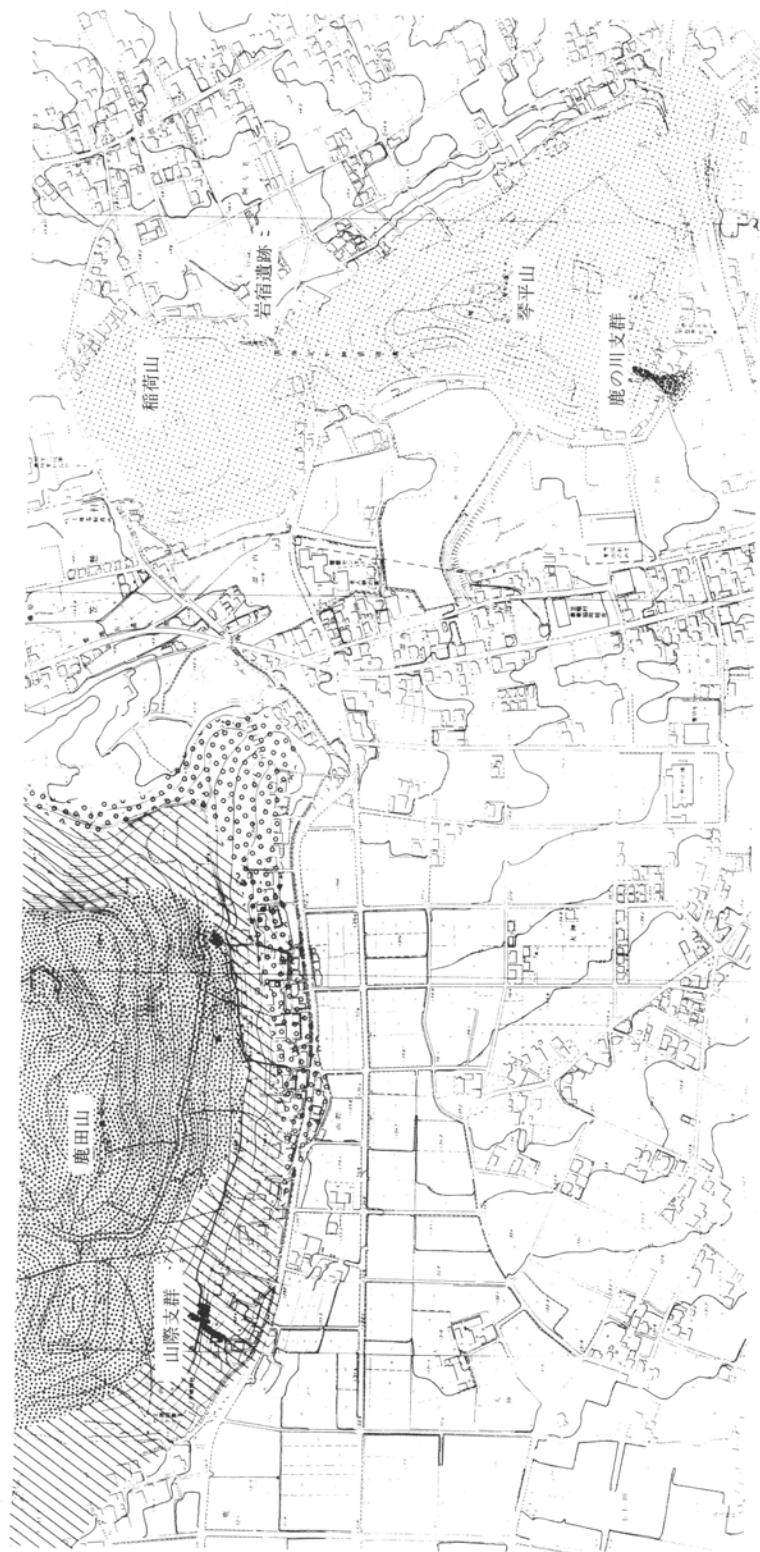
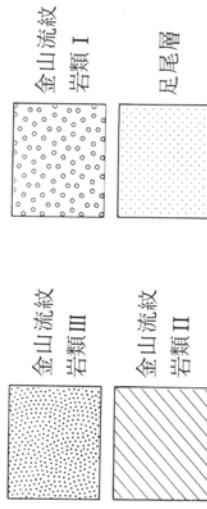
遺跡の立地



第1図 周辺遺跡図



註3 地質分類は
文献による



第2図 山際窯跡・鹿の川窯跡周辺地形図

山際窯跡のある笠懸町は県東部に位置し、いわゆる東毛地区にあたる。笠懸町は東が桐生市に、北は勢多郡新里村・山田郡大間々町、南は新田郡藪塚本町と、西は佐波郡東村とそれぞれ町域を接する、新田郡北端の町である。周辺地勢は概ね、渡良瀬川右岸の洪積層台地で、赤城山山麓の南東面に形成された大間々扇状地地形の一部である。笠懸町は北から南へ向かい、扇状地形特有の緩い勾配地形をなすが、町の北部域の一角には鹿田山を中心とする独立丘陵状の鹿田山丘陵がある。町域の西縁は、旧石器の遺跡として名高い岩宿遺跡所在の琴平山を介し、桐生市へ通ずる両毛線が走る阿左美の低地帯を隔てて太田市金山丘陵へ連なる八王子山丘陵をもって笠懸・桐生の町市境にしている。

山際窯跡は、鹿田山南麓のやや西寄りで、標高140mから150mの間にあり、鹿田山が麓部から裾部へ移行する変換部にある。この鹿田山の南麓に沿う形で山際の集落が東西方向に細長く展開しており、窯跡が構築された地勢は民家とほぼ競合する位置にある。窯跡の現況は、宅地敷地内として開削されたと思われる平坦部—現在は竹林一が奥まり、高さ約2mの切り崩された崖の断面に見ることができる。確認される窯跡は、窯体焼成部の断面が2基輪切り状に露呈し、1基は窯体内部が一部空洞化した状態である。また窯体そのものは確認できないが灰層を崖断面に認めることができた灰原の一部と考えられる個所がある。これらは東西およそ50~60mの範囲内にあり、少なくとも4基の窯跡が存在することは確実であろう。窯体が確認できるものは、半地下式の窯構造と考えられる。⁽¹⁾

地 質

笠懸町は大間々扇状地の中央部から扇頂側に位置し、町域の北端に天神山・和田山・鹿田山・稻荷山・琴平山の古第三紀層の丘陵と新第三紀層の丘陵がある。

遺跡地はそれらの多くの独立丘陵地帯にある。この独立丘陵群は、古第三紀層の足尾山地周辺に堆積した新第三紀層の一部のものであり、新第三紀層群は、八王子丘陵にその特徴的層群が認められる。

⁽²⁾ 古代窯業生産活動は、粘土鉱床を主原料とし土師器・須恵器・瓦等の製品を多産していたので。粘土鉱床の発達は古代窯跡群を成立させる為の一大要因としてとらえることが出来る。

県内の粘土鉱床は、新第三紀層の分布と密接な関わりがある。新第三紀層は、新世代後半の新第3紀に起きた大規模な海進により、現在の奥利根の山地、足尾山地、関東山地の古生層地帯が島状となり、その際、その周辺に堆積したと考えられているが、第四紀の火山噴出物の被覆により現地表上では分明な状態とは言い難い。しかし、この状況下にあっても、鏑・碓氷川流域、沼田・水上・三国峠地域、中之条地域、太田・金山丘陵、八王子丘陵では明瞭な形をもって新第3紀層の堆積が多く露頭で認められる。

これらの新第三紀層の内、鏑川・碓氷川流域では火山性物質に乏しいものの、総体的に凝灰岩の堆積が顕著な特徴であり、陶土として活用される風化凝灰岩の堆積が多いものと考えられる。

そして、遺跡地の所在する県東部には、足尾山地周辺に堆積した新第三紀層が藪塚町の東域の

八王子丘陵にも及んでいる。この八王子丘陵は、現渡良瀬川右岸から赤城山南麓に至る広い地域にその分布が認められるが、第四紀の赤城山の火山活動に伴う噴出堆積物等により被覆され広がりの展開は必ずしも明確な状態ではない。

八王子丘陵は、地形上南から、金山・茶臼山・鹿田山の三丘陵に分別されている。そして、これらの三丘陵は凝灰岩の顕著な堆積からなり、層序区分もなされている。この層序区分によれば、湯ノ入凝灰岩層—⁽³⁾藪塚凝灰岩層—大鷲凝灰岩層—馬見岡凝灰岩層の堆積序列で考えられている。

この層序区分中の馬見岡凝灰岩層は、鹿田山丘陵の西側の天神山を標識としており、本層の延長は新里村武井まで達している。ただし、鹿田山丘陵は、足尾層を基盤とし上位には金山流紋岩の顕著な堆積が有ることが指摘されており、鹿田山丘陵での凝灰岩の堆積は認められていないが、斜面下の沖積地下約2m程には大間々扇状地形成時の堆積で、風化凝灰炭と考えられる良質な粘土層の堆積が確認されている。

一方、鹿の川遺跡は鹿田山に連接する如くの状態で西側に琴平山と呼称される独立丘陵があり、この琴平山は石灰岩の堆積する足尾層からなり、第二次世界大戦中には消石灰の原材料として盛んに採掘していたと言う。古代に於も漆喰生産の原材料として採掘されていた可能性も考慮されよう。

上述した天神山と新里村武井間には凝灰岩の独立丘雷電山が存在し、この麓に雷電山古窯跡群が存在している。そして、これら新第三紀層の上位を第四紀層が被覆している。

山際窯跡の現況

山際窯跡は鹿田山丘陵の南側斜面に位置する。現在は宅地の裏側の断面に露出しており、現状で4基が確認出来る。この4基の窯跡に便宜上1～4号の仮号を与えた（第2図参照）。

山際第1号窯跡（以下1号窯と略記）は第2図中の略図内西端に位置する。現状は宅地造成時に窯体の一部・前庭部・灰原が削平されているが、地下に一部が残存する可能性が大きい。窯体構造は地下式で、燃焼室がトンネル状に露出しており、窯体は赤橙色を呈し還元焰焼成の灰色変色の部分は認められない。窯底面の傾斜は比較的緩やかである。規模の詳細は計測を実施していない為確実な数値の呈示が出来ないが、窯体幅140cm・同高80cm・窯底傾斜角15度程である。灰原は宅地造成時に半分以上が削平されている。当窯跡からの採集資料は、この削平断面及び断面から崩落したと判断される資料である（第8～11図-1）。

同2号窯は東端に位置し、1号窯同様に宅地造成に伴い斜面が削平され、断面に窯体が見られる。窯体は半地下式の構造で、現認される部分は窯体の主軸に直行する状態で削られており、窯体内には瓦が充満した状態である。窯体断面の横幅は約90cm程で高さ70～80cm程である。断面形状はアーチ状を呈する。壁は還元焰に伴い黒灰色に変色している。窯底面は地山土を使用するが壁の上半は造作されている。窯体内の瓦は抜き取りは不可能で、その状態は焼成に伴う窯詰めの状態とは異なり、規則性が無く圧縮されている状態に近い。その状態は本窯跡以外の窯の築窯に伴い埋填された可能性が考えられ、さらに上位に別の窯体の存在も考慮される。本窯体からの採

集資料は少量の女瓦と須恵器大甕・須恵器坏片があるが、須恵器坏片は現在散逸している。女瓦はいずれも焼き歪みのあるもので、壁体等の融着しているものもある。

同3号窯跡は、2号窯跡の左側に近接する状態で位置しており2号窯同様に半地下式の窯体構造である。現状は2号窯同様に宅地造成に伴い窯体が斜めに削り取られている。現認される窯体長は約180cm程である。横断面の形状はアーチ状を呈する。窯壁は還元焰焼成に伴う変色が認められ、暗灰～黒灰色を呈する。

同4号窯跡は確実な存在ではないが、3号窯跡の西側で、削平が著しくない部分の断面に灰原の一部と考えられる炭化物層が認められている。採集遺物は数点の瓦片があったが、他の資料と混在した為に特定しかねる。

前述した2号・3号窯は半地下式窯としたが、この両者の間には特殊な状況がある為である。この2号窯左壁及び3号窯右壁の間は、落ち込みが認められ、その覆土内（埋設土=客土）には、細片化した瓦が認められた。この落ち込みは2・3号窯に先行する存在である。そして、この落ち込みの底面からは、完形の須恵器（第4図-5）坏が逆位の状態で埋納という状況を感じさせるごとくの出土状態である。この坏は、過去に公にしてあり、清里・陣場遺跡の土器編年では、⁽⁴⁾国分寺創建期の土器として基準にされている。⁽⁵⁾

この落ち込みには灰・炭化物が層としては認められず、埋設されたと思われる状態にある。この落ち込みの底面は2・3号窯底面とほぼ同位の面を備えていることから窯業施設に係わるものと考えられる。又、窯体周辺にある点から、2・3号窯自体の外周の排水溝としての施設も考慮されるが、覆土の堆積状態が自然なことから、上位に両窯に先行する窯跡が存在し、その何等かの施設としての存在も考慮される。いずれにしても今後の調査に託したい。

一方、鹿田山丘陵の西側に連接する如くの状態で稻荷山と琴平山と呼称される独立丘陵が存在し、鹿の川窯跡はこの琴平山にある。⁽⁶⁾2琴平山の西側縁辺に沿って道路が巡り、この道路直下は水田地帯となっている。この水田地帯は、鹿の川と呼ばれる小河川の河床部にあたっているが、水量は殆ど無い。又、稻荷山と琴平山の西側山麓下には鹿の川溜と呼称される用水池がある。この用水池は、鹿の川の流路部にあり灌漑用の溜池がある。この鹿の川の流路左岸の緩斜面に鹿の川の窯跡は築窯されている。現在の鹿の川窯跡は、発掘調査周辺部の開発によりその痕跡は見るものが無い。窯体部は宅地化され、琴平山の上位はゴルフ練習場と化している。又、東側の丘陵先端側は墓地があり、再調査は今しばらくの所無理という状況である。

3 周辺の遺跡

山際窯跡周辺には多くの遺跡が周知されている。特に、鹿の川窯跡が位置する同一丘陵の北側500m程には学史に名高い「岩宿遺跡」が所在する。⁽⁷⁾又、縄文時代の著名な遺跡として西鹿田遺跡等旧石器時代から弥生時代に至る遺跡は多数ある。これらの遺跡は別として、山際・鹿の川窯跡に係わる時代の遺跡を概観してみたい。尚、古墳については第1図中に記載した。

山際・鹿の川両遺跡の立地する周辺で笠懸町教育委員会（以下「町教委」と略記）により発掘調査が実施されている遺跡も多い。既調査の中では、稻荷山・和田山両遺跡からは9世紀頃の製炭窯跡合計5基検出されている。この製炭窯で造られた木炭は熱量値の高い「黒炭」と考えられ鉄生産に伴う燃料として生産があったと推定される。そして、当該の山際窯跡周辺でも製鉄に伴うと考えられるスラグも採集されている。又、多量のスラグの出土したにもかかわらず、具体的な遺構の検出が無かった遺跡の調査例もあるが、周辺地区には多数の製鉄関連の遺跡が想定される。⁽¹⁰⁾これら製鉄に係わる製炭窯の開窯は、須恵工人の係わりが指摘されている。この点から、山際周辺地区での製炭窯の築窯には須恵器・造瓦集団との係わりも想定される。⁽¹¹⁾

⁽¹²⁾ 窯業関連遺跡には馬見岡遺跡が挙げられる。この遺跡は山際遺跡の南西1km程の所で、検出された住居跡の床面直上から立方体状に成形された粘土塊（タタラ）が床面直上から3ヶ所で検出されている。この粘土塊の平面形は、造瓦に伴う女瓦・男瓦のほぼ一枚分の面積に等しく、一枚作の瓦のタタラと想定される。かつて、この馬見岡遺跡の北側に位置する和田山岸斜面からは、⁽¹³⁾ ほぼ完形の女瓦2枚が出土しており、和田山の山麓部周辺での窯業生産活動が想定される。同様に、天神山・金山等の山麓部での窯業生産ないし窯業生産関連の遺跡の存在も想定されることがある。

町域では、前述の馬見岡遺跡の南方800m程に古瓦の散布地間野谷遺跡がある。間野谷遺跡は、多数の古瓦が散布するものの、窯跡か寺院跡かの確実な確認はなされていない。この間野谷遺跡の採集資料には8世紀前半（国分寺創建以前）の単弁8葉蓮華文鎧瓦・男・女瓦が採集されている。この女瓦凸面には縄叩と、刻印「井」の文字？が認められる特徴的な瓦である。

北側新里村には雷電山古窯跡群が位置する。雷電山古窯跡群中での窯跡の検出は未だ無いが、存在は確実視されている。この雷電山での焼造品は、瓦が主体で一部須恵器の焼造が行われていると考えられる。瓦は伊勢崎市上植木廃寺の創建時の瓦を焼造し、鎧瓦の意匠は周縁が片切りの重圈文で、内区には単弁8葉蓮華文を施す意匠である。通有「山田寺式」と呼称されるが、周縁文様等、意匠全体は独自性が強く、「山田寺式」に比定される文様構成ではない。寧、当該期の単弁8葉蓮華文として「上植木廃寺式」の意匠と表現される可きものである。時期は、7世紀中頃（645～650）の創建と考えられている。この雷電山の東200m程に新宮古瓦散布地がある。この新宮からは多量の瓦が採集されている。採集資料には鎧瓦が多く、その残存も瓦当部の遺存が良好である。範種数は多種が確認されており、多くが雷電山・上植木創建種と同範であり一部には8世紀初頭～前半のものも含まれる。この新宮は従前より集積地とされているが、寺院跡を否定する資料は無い。そして、上植木廃寺出土の創建期から国分寺創建迄の間の鎧瓦には、新宮出土の鎧瓦と同範認定のできない範種が存在することから寺院址の性格も想定されている。

4 瓦窯発見の経緯と国分寺瓦の認識

笠懸村（現在は笠懸町）鹿田山の麓に古代の瓦が存在し、瓦窯跡（山際窯跡）を発見したのは

岩澤正作という人である。「笠懸村古代瓦の発見始末記」によれば明治年間とある。「始末」では明治45年（1912）のこととして瓦窯発見の顛末が語られている。その時点まで十数年の間、当地に瓦が存在することへの疑問を抱き続けたとあり、そのことからすれば瓦の発見は明治30年代のことになる。ここでは、やや談長になるが、当時の瓦、ひいては考古学に対する研究者の熱意と瓦散布地の理解の一端を知る好例として概述してみたい。

山際瓦窯跡発見当時の明治45年、岩澤は大間々町に住み、『渡良瀬峠志』のための資料蒐集を行っていたが笠懸村にもたびたび出掛けたらしい。この折りも瓦を採集したが、当時鹿田山の付近に新田氏とくに義兼の墓石や館址があったと信じられていたむきがあった。それを聞いた岩澤は義兼の館址には強い疑問をもったが、内心、従来から採集した瓦の出所は公の館址ではないかと予測をたてた。その場所を山際付近と考え、踏査の結果、12~13cm大の瓦を多く採集できる地点を発見するにおよんで、「……館址は此の付近に相違ない。瓦片存在の疑問の解決と共に、一発見をしたと早計に喜び勇ん……」だが、瓦発見地の東隣の屋敷内にも多く散布していたため、聞き取り調査の結果、「……古瓦なら私の屋敷が本場です。」と民家の裏山の崖に断面の露呈した窯跡へ案内され、「……私はこれまで十餘年幾人となく、此の瓦の出る理由を聞いたが、一人も知る人が無かった。……館址の豫想は失敗に帰したが、夫れが動機となって偶然にも此の新しい遺跡を発見して十数年来の疑問を解決し得たのは、望外の喜びであった。……」と発見に至る一部始終が述べられている。

この「始末」に見られるように、瓦の散布地の理由にはその瓦を葺いた建造物の存在が不即不離の関係にあり、寺院など建造物のある近くには瓦生産跡が、また、瓦散布地（生産跡）には建造物存在の可能性がとくに強くもたれていたようである。国分寺瓦については、国分寺周辺に瓦窯跡の存在を示唆する記載に接するが、山際窯跡と国分寺の関係に触れた記事を見つけることはできない。ただ秋間八重巻瓦窯の発見については供給

先の山王庵寺を特定するものも見られ、需要・供給関係をまったく等閑視するものではなかったことが窺われる。⁽¹⁸⁾ 当時瓦の研究は美術史的視点での瓦文様や、文字瓦に対する関心が強い傾向にあり、窯跡から見た需要先にそれほどの意識をもたれなかつたためかもしれない。山際窯瓦と国分寺についての言及は柴田常恵が最初である。⁽¹⁹⁾ この後山際窯跡や鹿の川窯跡の単弁五葉蓮華文鏡瓦に対する明確な位置付けはなされないままであった。そして昭和57年大江正行によって、「上野国分寺の統一の創建意匠瓦」と認識されるに至り、山際・鹿の川両窯の性格が確立されたのである。



笠懸村大字鹿字山際の窯跡附近発見の古瓦拓本

第3図 岩澤正作氏の添え図

5 採集資料

山際窯跡が発見されたのは古く、管見した史料によれば、明治年間に遡る。この窯跡は『上毛及び上毛人』など誌上で多く記述され、最終的には昭和58年『笠懸村誌』でまとめられている。窯跡発見以来、採集された遺物も少なくない。山際窯跡で採集された遺物は過去15年間で約140点にのぼりそのほとんどは瓦で占められる。ここでは資料の追加の意味もこめて、前述平成2年及び昭和51年から61年にかけて採集された資料の一部と、笠懸町教育委員会保管の伝山際窯跡資料の一部及び鹿の川窯跡での採集品を概述する。

須恵器（第4図）

ここに掲げる須恵器は昭和51年から61年にかけて採集された5を除き、全て平成2年に得たものである。採集した須恵器は大部分が小破片であり、5のみがほぼ完形品である。器種は蓋（1～3）・壺（4～8）・椀（9・10）・甕（11～15）がある。

1は蓋の摘み及び天井部の小破片である。摘みはいわゆる環状摘みで、復元径は7cm前後の大型になる。摘みの成形は、中心部にほとんど厚みをもたないことから、紐状の粘土を貼付して成形してある。端部は丸くやや内湾気味になる。天井部の器肉は厚く、外面には回転窓削りの痕跡が認められる。焼成は甘く軟質でにぶい浅黄橙色を呈する。胎土には赤茶色と僅かな白色細粒を混える。

2は天井部小破片である。張りがなく偏平になろうか。右回転の窓削りを施す。焼成は良く、灰白色であるが内面は焼成気味に灰色を呈し重ね焼き痕と思われる。胎土は密だが僅かに砂（大きさ）粒を混える。

3は口縁部小破片である。端部は強く折れて細まる。焼成は良く、灰色を呈する。胎土は密である。

4は壺で、底部は約1/3残存する。口径12.8cm・底径7.4cm・高4.3cmである。底部の厚さに比べ体部は薄く、上位に向かいざらに薄くなる。体部の外傾度は小さく、内湾気味に立ち上がってかなり深みのある形状を呈する。成形は轆轤左回転と考えられ轆轤痕は弱い。底部は中央部に粗い回転糸切りで、周辺及び体部下端に左回転窓削り再調整を施す。焼成は軟質気味で、体部外面は灰色、底部及び内面はにぶい赤褐色を呈す。胎土はやや粗く白色細粒を多く混える。

5は2号窯、3号窯の築窯造成面からの採集品でほぼ完形の壺である。焼き歪みが大きく、口径13.7～15cm・器高3.8～5cmの差がある。歪み修正の計測値は、口径14cm・底径8cm・器高4.4cmの大ぶりである。底部は肥厚し、体部薄く口唇部は著しく細まって端は尖る。腰部に丸味をもち、体部の外傾は小さく内湾気味に立ち上がって深身の形状を呈する。成形は轆轤使用で、内外面とも轆轤目は弱い。底部中央に糸切りが残り、周辺と体部下端は回転窓削りの再調整が施される。焼成は甘く、焼き締めに至っていない。極めてもろく、器表は細く網目状のひび割れが入る。にぶい橙色を呈し、胎土はやや粗く白色細粒を多く混える。

6は小片である。復元推定値は、口径13.7cm・底径9.9cm・3.5cm。底径が大きく偏平な形状を呈する。腰部は張り気味に弱い丸味をもつが、体部は直線的に開く。器肉はやや厚手で均一であるが口唇部が肥厚気味で丸まる。底部は回転窓削りが施され、出っ尻になろうか。腰部下端は面取り状の強い撫でが見られる。は堅く暗灰色を呈し、胎土は砂粒及び微細白色粒を混える。

7は復元口径13.2cm・高さ4プラスαcm・底径7cm前後である。体部下半の外傾度が大きく、中位で僅かに内傾する。成形は轆轤左回転と思われる。底部切り離しは不明だが、体部下端に窓削りを施す。焼成は甘く軟質でにぶい赤褐色を呈す。胎土はやや粗く白色細粒を多く混える。

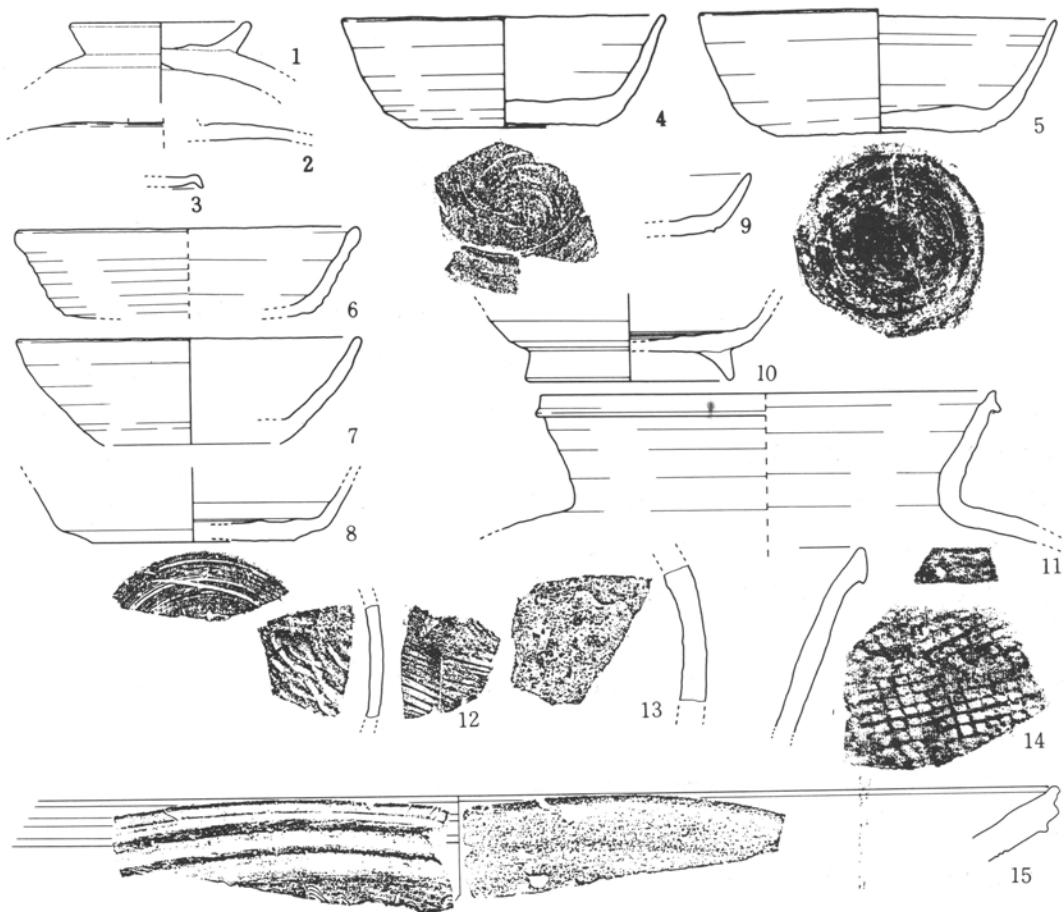
8は底部約1/4の破片である。復元底径8cm。体部下端は深い指あてによって強くくびれ、張りの強い腰部形成する。底部切り離しは不明だが、右回転窓削り調整を施す。焼成は甘く軟質で淡黄色を呈する。胎土に白色細粒を若干混える。

9は小破片のため形状復元はできない。かなり小型の椀になろうか。体部は著しく浅く、緩く内湾して開く。器高2.3cmである。高台は削り出して、底部の外縁に強いくり込みを入れ、痕跡程度の小さな高台を意識している。焼成は良好で灰色を呈し、胎土は緻密で微細な白色粒を混える。

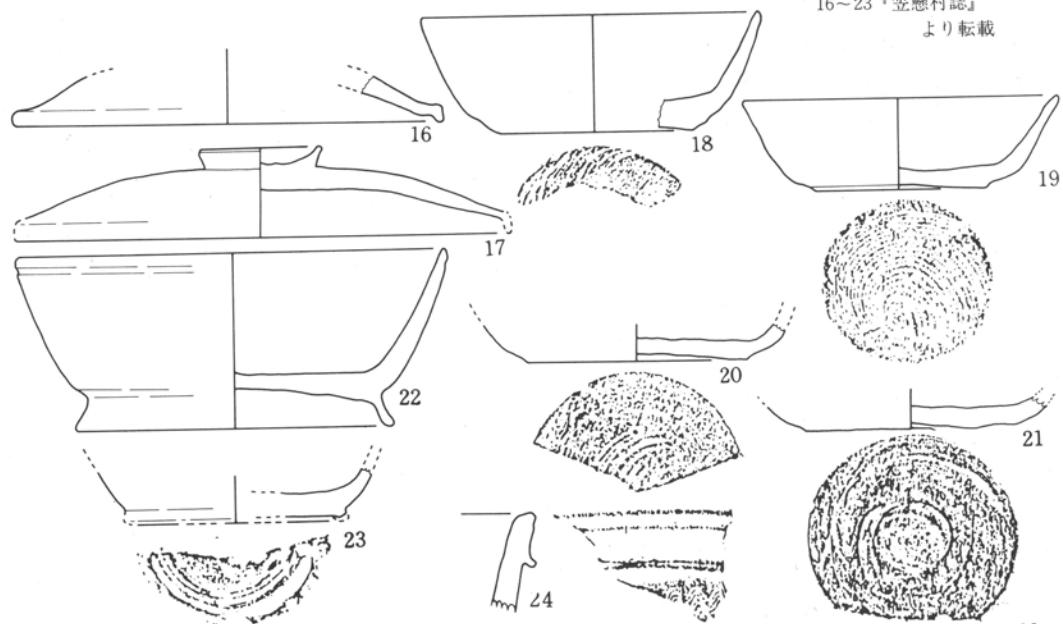
10は底部1/2の椀である。復元底径8.4cm。やや高目の付高台で、僅かに外方へ開き端部は丸く先細りする。底部内側に寄つてあり、張りのある腰部を作る。器厚は薄く、とくに底部中央が著しい。底部は回転窓削りである。焼成は堅く焼き締まり灰色を呈し、胎土粗く白色細粒の混入が多い。

11は甕で口縁から肩部にかけての破片である。復元口径18cm。口縁部は短か目で直線的に外傾する。外面は無文である。口縁部の下端は丸まり外方に突出する。肩部は水平に近く、胴部は丸く張った形状になろうか。内外面には叩き・当目は見られず撫で調整が施される。焼成は堅く灰色を呈し、胎土は密で白色粒及び白色微細粒を僅かに混える。

12・13は甕胴部の小片である。12は薄く内外面は青海波文當目、平行叩きが残る。焼成は良好で灰色を呈し、黒色細粒が混



16~23『笠懸村誌』
より転載



第4図 山際窯跡採集遺物（須恵器）

る。13は外面に自然釉がかかり、平行叩きが施されるようである。内面には指頭痕が残る。

14は口縁部と考えられるが、ほとんど外反する傾向が見られず特異な形状である。口縁部は略三角形を呈す。外面には斜格子の叩き目が施され、この点でも通例ではない。焼成は甘く軟質である。焼成で器面は暗灰色を呈し、胎土は白色味が強い。

15は大型の甕口縁部である。細まった口唇部の下位には2条の凸線が巡り、波状文が施される。焼成は硬質で焼により黒灰色を呈す。胎土は密であるが、夾雜物に白色粒・黒褐色粒を多く含む。

須恵器の年代的位置付け

上野国分寺創建意匠瓦焼成の山際窯跡は、その操業年代が国分寺創建の時期に大きく関係するであろうことは衆目の一致するところである。国分寺の造営に関しては、造営に関わる幾多の文献史料によって、おおよその着工年代を窺い知ることができる。しかし、年月を追って追加される条項の多さは、逆に、諸国国分寺の建立が歩を一にすることのなかった事実を反映するものである。ちなみに上野国分僧寺については、全国でも比較的早い時期に造営が着工されたと考えられており、天平勝宝元年(749)を前後する頃には主要伽藍の完成が想定されている。^{②)}このような研究成果は必然的に国分寺創建意匠瓦の年代に帰納され、山際窯跡の操業年代、さらには併焼須恵器類への年代観に多大な影響力をもっている。県内歴史時代土器編年序列の細分化が進む中で、比較的年代比定の資料に恵まれない当該期に、すぐれて年代的根拠をもつ当資料の意義は非常に大きいと考えられる。

山際窯跡出土遺物は瓦資料の多さに比べ、土器資料は極めて少ない。ここでは、『笠懸村誌』掲載の資料も参考に、まず器種構成及び特徴の抽出を行いたい。

器種構成は、山際窯跡が瓦陶併焼と考えられるが、瓦を主体に生産した窯であり、かつ僅かな採集資料で限界があることをお断りしておく。また、ほとんど窯体外の資料であり、共伴関係はまったく不明なことも同様である。

資料中の器種構成については大半は蓋・坏・椀類で占められ、甕類が少量伴う。この傾向は現状で4基確認される山際窯跡地内で無作為に採集した結果からであるが、焼成製品種のおおよそを示していると思われる。甕類の少なさは、瓦と須恵器を窯各に焼き分けたものではなく、須恵器の生産はあくまで副次的な産物としての位置にとどまり、その中でも広い空間を必要とする甕類などとくに大型品の焼成は控えられた結果とも考えられる。これは国分寺造営に伴う瓦の需要に対し、その本来としての目的を満たす山際窯跡の操業方針ともいべき性格を反映していると思われる。次に時間的位置付けであるが、

蓋はいずれも小片のため詳細は不明であるが、1は大型で紐状の粘土を巡らし成形するものであり、いわゆる環状摘みである。口縁部は3及び16・17の短く直に折れる形態である。

坏はおよそ4つの形態に分かれる。4・5と18は器高が4cmを上まわる深身の坏である。底部の厚さに比べ、体部は均一な薄さを保ち内湾気味で外傾の度合が小さい。また口縁部に至るまで変化がなく、端部が尖るなどの形態的特徴がある。計測値では12.8cmから14cmと差があるものの、器高／口径や底径／口径はかなり近似した値を示す。6は小片のため詳細は不明であるがかなり

底径の大きな形態である。7は深身であるが底径が小さく、体部上半に変化が見られやや内外へ屈する形態の壺である。8・19は底径が8cmを越え、腰部に強い指のさし込みを特徴としている。20も同様な形態をもつが、口縁部の外反形態からやや後出であろう。

椀は高台の作り及び計測値で2大別できる。9・23は小さな削り出し高台をもち比較的小型になろう。10・22は高目の付高台をもち腰の張った大型品である。22は外面口縁直下に一条の凹線を巡らし“鉢”様の法具・仏器写しを意識している。

甕は口縁部に文様帶もたずやや広口で球形の胴部と考えられる11と、口縁部に波状文を施した上位に鋭い凸帶をもつものがある。顯著な大型品は見られず小・中型品が主体である。

山際窯跡出土の遺物から考えられる年代的様相は次のようである。群馬県特有の蓋形態として知られている環状摘みでかえりを持つ蓋は8世紀前半に盛行し、中頃以降主体は端部が短く折れる形態に変わる。体部が高く立ち上がる深椀は8世紀中葉に出現する。削り出し高台の壺は環状摘みかえり蓋とともに群馬独特の形態として8世紀前半代の指標となっているが、本窯跡例はかなり小型化しており後出的と見られる。

各器種の中で最も特徴的なものとして壺類の底部切り離しとその再調整にある。底部の状況が知れる4・5・8・18~21のうち20の糸切り未調整を除き全てが回転糸切り後周辺に回転笠調整⁽²⁴⁾を加えている点である。ただし8は中央部の様相が不明であるが形態的に19と酷似しており同様な技法の可能性がある。4・5の壺は口径に大小の分化があるものの、深身の器高に特徴があり県内資料の器形変遷には現在のところ位置付けが難しい。国分寺創建意匠瓦との併焼ということから、現時点では8世紀中葉に求めざるを得ない。ところで、糸切り技法の出現は從来奈良・平安の時期を分かつ指標とされていたが現在では南関東を中心に8世紀も前半代に出現している。しかし群馬県における集落跡出土資料では、8世紀後半以降に回転糸切りと回転笠切り技法の製品との共存が一般的に知られているものの、底部回転糸切り技法の初現については不明である。山際窯跡出土の遺物を見る限り、県内での糸切り技法の開始は8世紀中葉頃に一応求めることが出来る。以上が山際窯跡には与えられている大前提である上野国分寺創建期8世紀中葉、つまり天平13年(741)を上限とした土器様相である。

国分寺創建の時期である8世紀中葉という時間の限定を恣意的に離れ、土器そのものの様相から時間的な位置を模索するにはやや資料不足の観がある。しかし、前述したように国分寺創建の時期については文献上の定点である天平13年の詔に総てを発している。発掘調査に基づく基礎的な考古学的資料からの追及が必要と考えられ、より多くの資料の蓄積が望まれる。

瓦類(山際窯跡)

瓦は、鎧瓦1点・宇瓦2点・男瓦32点・女瓦81点の採集がある。これらの瓦の内鎧・宇瓦を除く113点の種・胎土分類・厚さ・焼上り・色調・作り・整形・側部面取り・端部面取りの9項目に就いて同一視点で観察し第1表に掲載した。以下これらの瓦に就いて記述した。便宜上、瓦には通番を付し頭に笠懸町の冠頭文字の「笠」を付した。この通番は鹿の川窯跡で採集した資料にも

付したが、採集資料に限定してある。

鎧 瓦

鎧瓦は1点2号窯々体内上層中より採集した。文様意匠は単弁5葉蓮華文で、細片であったが同範であった。同範と認定した意匠は上野国分寺式鎧瓦の中で最古の意匠で、単弁5葉蓮華文で中房は1+5の子葉を丁寧に配し、周縁には片段の圈界線を施すものである。この採集された鎧瓦は、「上野国分寺の統一の創建意匠」の初形意匠で、⁽⁶⁾上野国分寺創建統一意匠であり鎧瓦の標式種にされている。

宇 瓦

宇瓦は2点2号窯の前面及び東斜面部で採集された。瓦当面を欠損する為文様意匠は不分明であるが、厚さから宇瓦と判断した。又、器面・胎土・整形状態から同一個体とも思われる破片である。

男 瓦

男瓦は32点採集された。内訳は1号窯灰原6点で、26点は2・3号窯周辺及び山際地区内での採集である。成形はこれらの点の内は半截作り⁽⁷⁾により成形と判断されたが、6点は半截作りと確實視出来なかった。この判断基準は凸面側の轆轤痕の有無による。この轆轤痕の認められない場合、凸面側の整形は撫で等により再整形されている。この為に判断基準から外れたが、一枚作りの証左も認められなかった。又、一枚作りが確認出来る資料は無かった。残る1点の笠31は紐作りである。山際窯跡で紐作りと判断された現在唯一のものである。胎土ではA類18点・B類7点・C類1点・D類3点である。1号窯ではA類が全てある。

側部面取りは、側部自体の遺存にもよるが17点の資料に側部の遺存が確認出来た。この側部面取りは、一枚作り時の側部整形を考慮し、半截作り時の分割面も一応側部面取りの回数にかえている。17点の資料の内面取り回数では1回（円筒からの半截未整形）が4点、2回が9点、3回が4点であった。この中で2回のものは全て凹面側での削りである。3回のものは外面側を更に削った整形回数である。

厚さでは第7図に示したとおり、1.3cm・1.4cmが各々4点で最も多いが、0.9cm～1.9cmの間にやや集中する傾向が認められる。

この3点の男瓦には叩き等の整形は認められなかった。

女 瓦

女瓦は81点と採集資中最も多い。内訳は1号窯灰原17点で他は男瓦と同様で64点採集されている。

成形は一枚作りと推定される資料がほぼ全体を占めるが、笠7の1点のみが桶巻き技法に疑せられる。一枚作りと推定され資料は、既存の当該窯跡群焼造と推定される叩きを伴なう完形資料が、叩き痕が桶巻きに認められる円弧状の連打の動きとは異なり、左右交互乃至左右の一方から叩かれた痕跡により一枚作りと判断されている資料からの類推である。そして、多くの女瓦には

粘土タタラからの粘土板をとる時の静止糸切り状剥ぎ取り痕がある。この剥ぎ取り痕を見る限り長大なタタラからの剥ぎ取りとは考え難いことから、ほぼ大半のものは一枚作りと考えられる。

この81点の女瓦の内で、笠懸窯跡群を特徴付ける格子系叩きを伴なう資料は41点と多く、女瓦全体の中で51%と半数を越えている。又、格子系叩きの内訳は、正格子種18点・斜格子種22点・不整格子種1点である。これらの格子系叩きの一部には刻印文字を伴なうものがあり、従前より指摘されているところである。今次の資料の中で刻印文字を伴なうものは5点あり、笠11・15・100・47・124である。笠47は別種の叩きであるが「雀」と判読出来『和名類聚抄』(以下『和名抄』と略記する。)に記載の認められる佐位郡雀部郷を示す文字である。笠124は「勢」と判読出来、『和名抄』・『上野国交替帳』等多くの文献資料等に認められる勢多郡を示す文字である。これら格子系文様は第22・23図に別図にした。

格子系叩きは19種41点がある。これらの中で部分的であった為に同範認定が行ない難かった種が10種ある。この10種は、採集資料中の他の資料と対比させても一応異なる範種と考えたものであるが既存例の中には類例が多いものがある。又、既存例のものが認められないものがあり、それらが山際窯跡を特定出来ないまでも笠懸古窯跡群中の焼造であることから叩き種の範数は30種を優に越えるものと考えられる。

この21叩き種は、山際窯跡で何如に多くの格子系叩きの瓦が多く焼造されたかを物語っている。このことは、叩き種を多様せざるを得ない必然性があったことを示唆している。これは、一窯跡で多郡・多郷名の文字瓦を焼造せしめたことに要因があり、それが政治的背景であったと考えられるので後述したい。

一方、凹面側の表面には通有布目が顕著に認められるが、笠懸古窯跡群に生産地が推定される瓦の中の多くに、この布目を擦り消す技法が認められている。この布目擦り消し技法は、籠状の工具により曲面に添って行なわれるものがやや多く、完全に消去するものと中途半端に消去する二者があるが、後者が多く部分的に布目を残すものが大半である。今回の資料にも、この布目擦り消しが行なわれた資料も多く認められた。この技法の認められた瓦は女瓦79点中43点有り約61%を占めている。この技法を凸面側の技法と対比させると素文35点中18点で51%・正格子17点中8点47%・斜格子22点中16点73%・木目(浅い平行状の板目)4点中3点75%・不整格子(正格子・斜格子等に三角形状等が混在したり、この3者が混在した状態の叩き)1点0で0%である。この数値は生産量の極一部にあたる数値であり不確定な要素が多いが、現時点では窯跡群単位に試みられた唯一という点で今後の参考資料になると思われる。

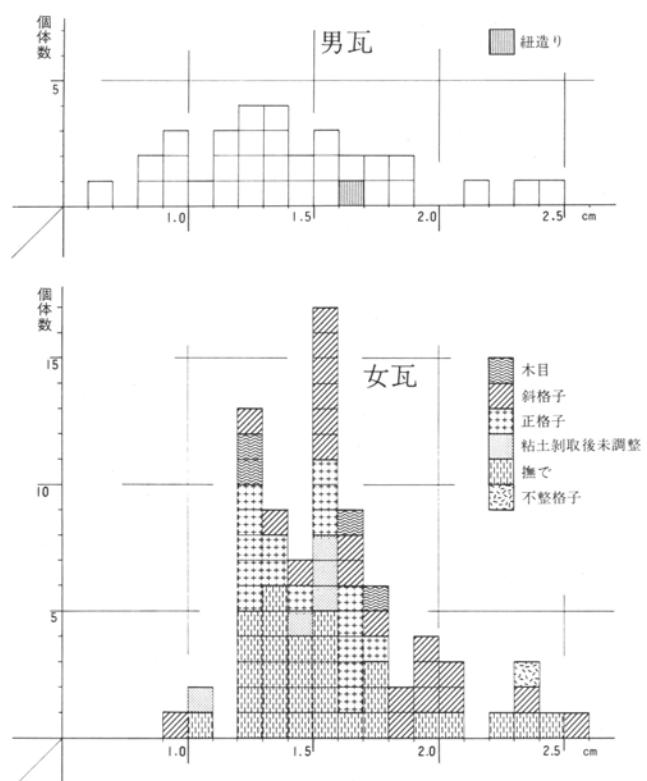
(鹿の川窯跡) (笠115~123)

鹿の川窯跡は山際窯跡の南東1.2km程の至近の位置に所在する。鹿の川窯跡は前述したとおり、昭和23年に発掘調査が実施されているものの出土資料の実態は不明である。現在筆者が採集している資料は8点と少ないが、従前より表面採集等の資料が公表されている資料に追加されれば蜗牛の歩み並に鹿の川窯跡の様相も具体的になってくるものと確信している。

採集資料は男瓦 1 点・女瓦 7 点と 2 点の須恵器片 2 点の合計 10 点である。瓦類の 8 点は全て第 10 図中に図化した。これら 6 点の資料は縄叩きを施す女瓦で、凹面の布目は全て擦り消されている。この他町教委が保管する鹿の川窯跡出土資料（第 10 図 1～5）は『笠懸村史』に掲載された資料である。男瓦は笠 117 の 1 点で成形後に輶轆（回転台）による半截作りである。女瓦は山際窯跡資料と同様に一枚作りを確実に判断出来るものは無く、又、桶巻作りでないことから一枚作りと考えられるものである。この女瓦の凸面には笠 116・119・121 を除き縄叩きが認められる。この縄叩きは、羽子板状乃至板に縄を巻き付けた叩き具である。今回は 8 点と資料数が少ないが、今後、当該窯跡の焼造瓦種等の実態把握が可能になる段階まで託される資料と考える。

胎 土

胎土は第 1 表中の胎土欄に A～G の 8 種までを分類して記述した。山際窯跡と鹿の川窯跡は至近の位置関係にある為基本的には生地には大差が無いと考えられる。然し、鹿田山・天神山前と、微高地下及び鹿の川添いの部分ではある程度の差が有ると考えられる。これは、天神山自体が凝灰岩を基盤とし、この風化物自体が混入した場合に、細粒乃至微粒の凝灰岩が混入するのと、石英粒の混入が想定される点にある。微高地下では、この鹿田山風化堆積が及ばなかったことも想定される。他方、鹿の川添い周辺では、琴平山の基盤である石



第 5 図 男・女瓦技法一覧

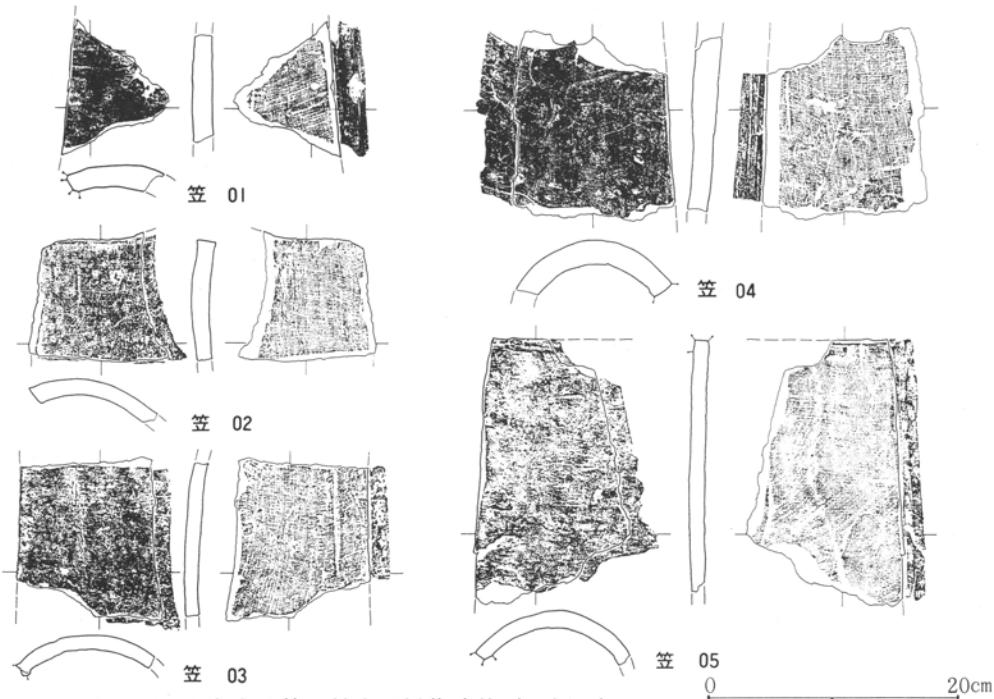
灰岩が風化し混入した可能性が想定される点にある。これらの想定される粘土の堆積は間野谷・馬見岡・山際・阿佐美・鹿の川の地形が、盆地状の地形を呈する点では夾雜したのかもしれないが、筆者が瓦類・土器類の生産地比定を行なう際に、笠懸古窯跡群としている胎土に大別で 3 種類有りこれらの胎土と上述三者が大きな係わりが想定されるものの、更に、筆者はそのことに加え、地質上の延長にある雷電山等を含む比較的広域の地域を意図している。尚、胎土分類の観察点は下記のとおりである。

- A類 生地の粘性は非常に強いと考えられる。夾雜物は凝灰岩の微粒子・細粒子を多く混入する。この凝灰岩粒は白色を呈するが、細粒～粗粒で角粒状鉱物が少量含まれている（長石粒か）遺物により異なる場合が多いが、透明鉱物円粒が若干含まれる。この円粒は0.3～2.0mm程の大きさである。割れ口はクラックが入る様な直線的状態である。
- B類 A類の特に焼締りのものであると考えられるが、白色粒子＝凝灰岩粒子の混入がやや少ない状態で、割れ口はA類に類似する。
- C類 このC類は発色が橙・黄色系のもので還元焰焼締め焼成されているものはない。この為全体的に軟質なシルト質の感を受ける。夾雜物は、全体的に少ない。A類に認められた白色微粒子は非常に少ない。この他、角閃石が若干認められ、透明鉱物の微粒子がやや多い。
- D類 A類の生地と同様に粘性の強い生地と思われる。夾雜物はC類に次ぎ少ないが、含有物はA類に類似する。A類とも思われるが、比重がA類よりやや重い（手で持った状態で）。
- E類 生地の粘性は少ない。全体的に粗くシルトが多く混入している可能性がある。比重も軽い。夾雜物は、白色微粒子（凝灰岩）と微粒の透明鉱物粒子を含む。量は少なく85と53である。
- F類 C類の素地に石灰岩が混入した状態で、石灰岩は細粒～微粒である。鹿の川窯採集資料及び鹿の川窯の出土遺物での傾向である。
- G類 生地はC類と同様と考えられる。夾雜物には凝灰岩の白色粒子が多い。焼成の為か断面内に黒色の小さな変色が認められる。このG類は、国分寺創建統一意匠の宇瓦に多い胎土である。チタン鉄鉱状の鉱物も見られる。

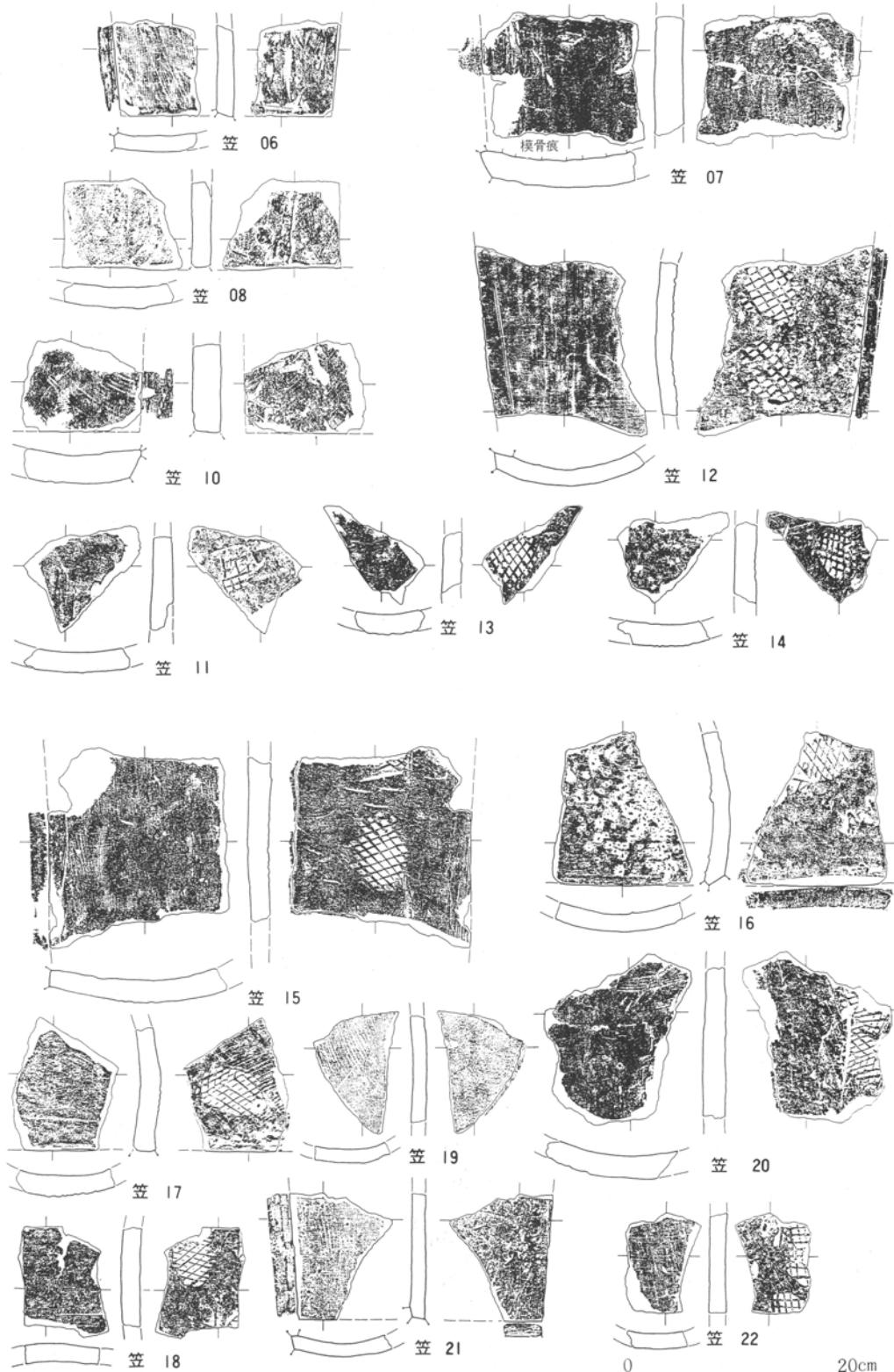
これらの胎土分類で最も量が多いのがA類で、男瓦19点・女瓦43点である。内訳は第1・2表を参照されたい。

又、A・Bが焼成による焼締による差違とした場合1種類の扱いとなる。そして、C・Gを同一ととらえE類をその他扱いとした場合類別は4種類となる。この中でF類の鹿の川窯で新たに認定された以外のものは前述した様に従来より笠懸古窯跡群生産を比定する時の根拠とほぼ同である。

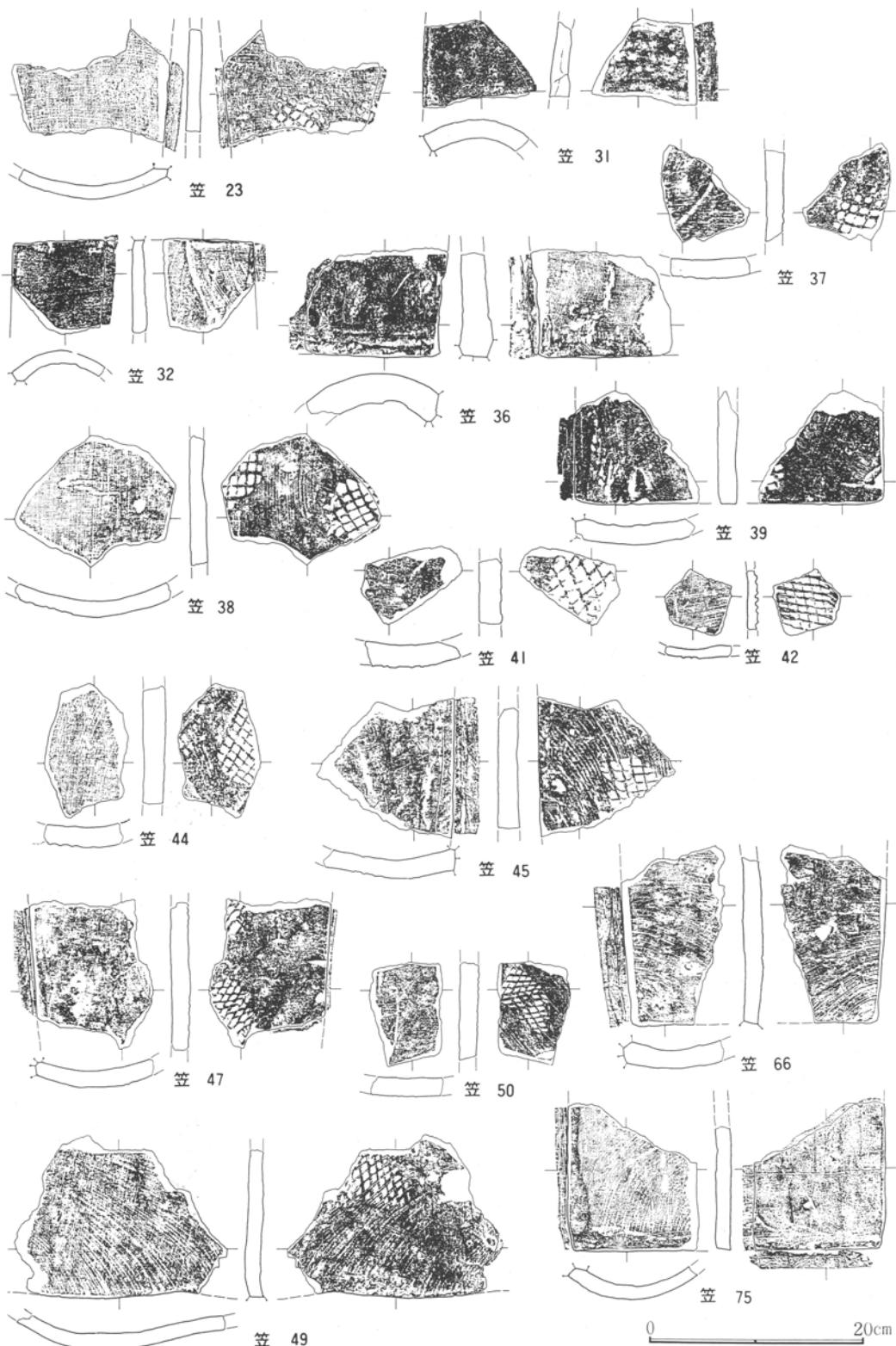
一方、山際・鹿の川窯跡で共通するA類胎土は笠懸古窯跡群を顯す胎土といい得る。



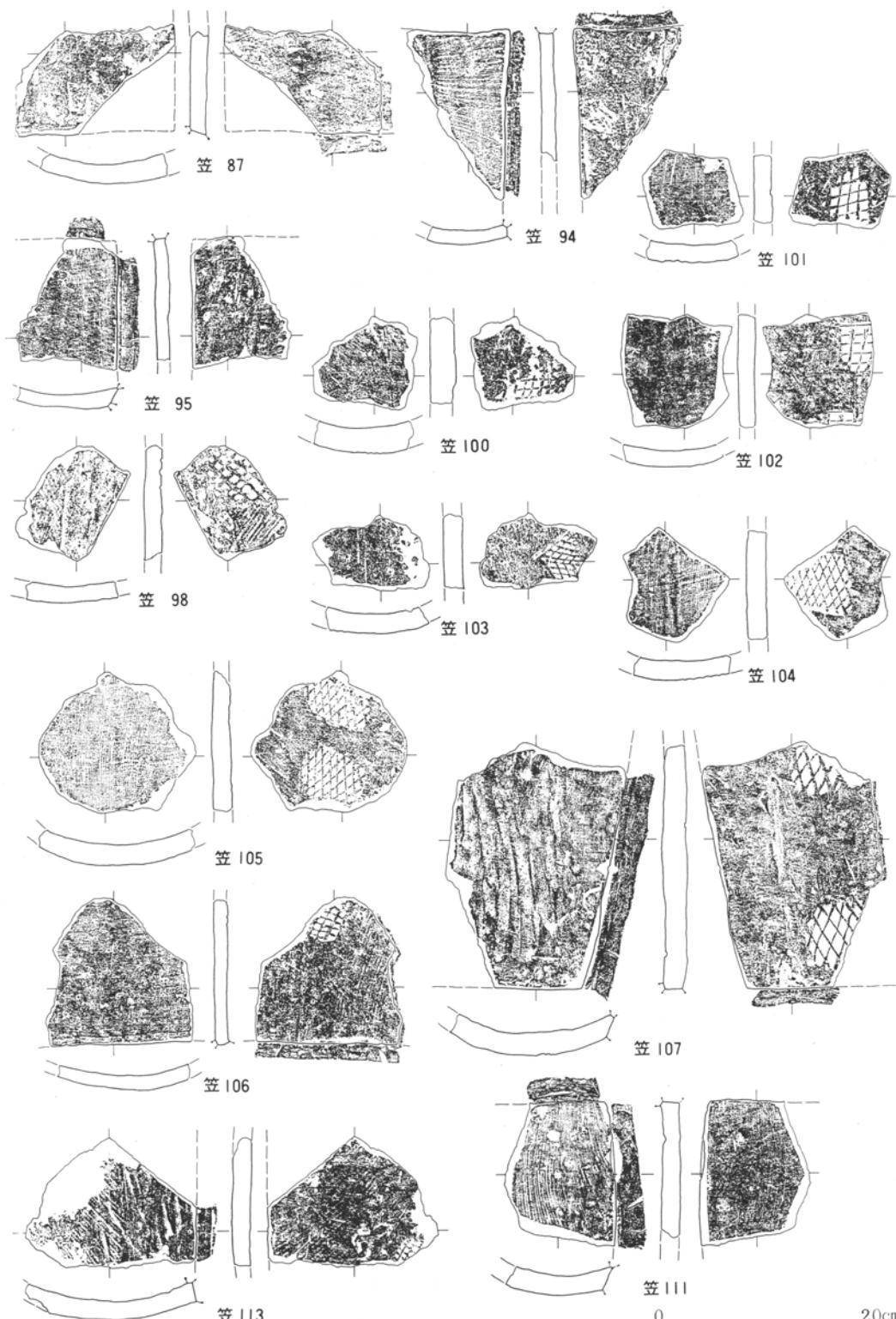
第6図 山際窯跡第1号窯跡採集遺物（瓦類1）



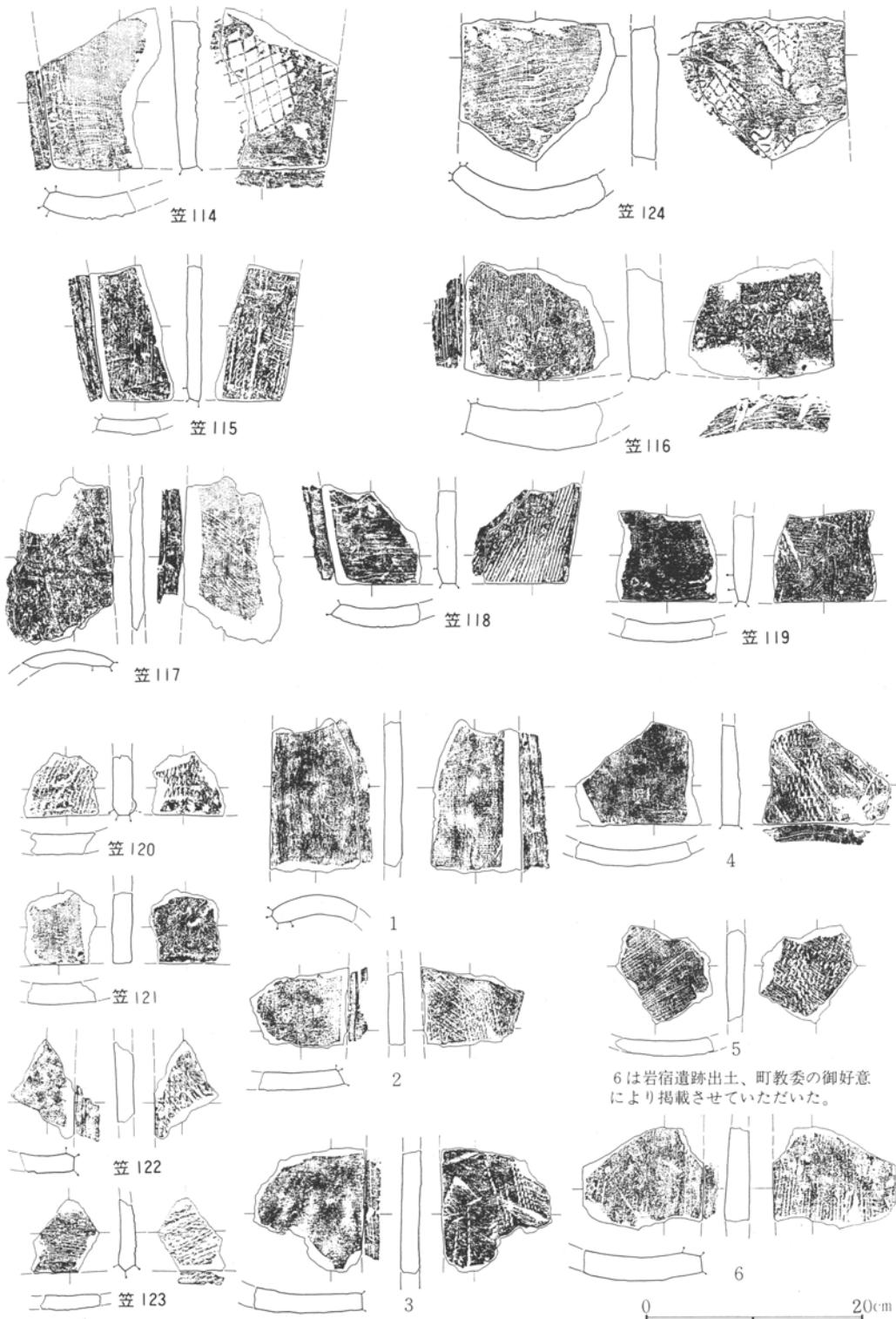
第7図 山際窯跡第1号窯跡採集遺物（瓦類2）



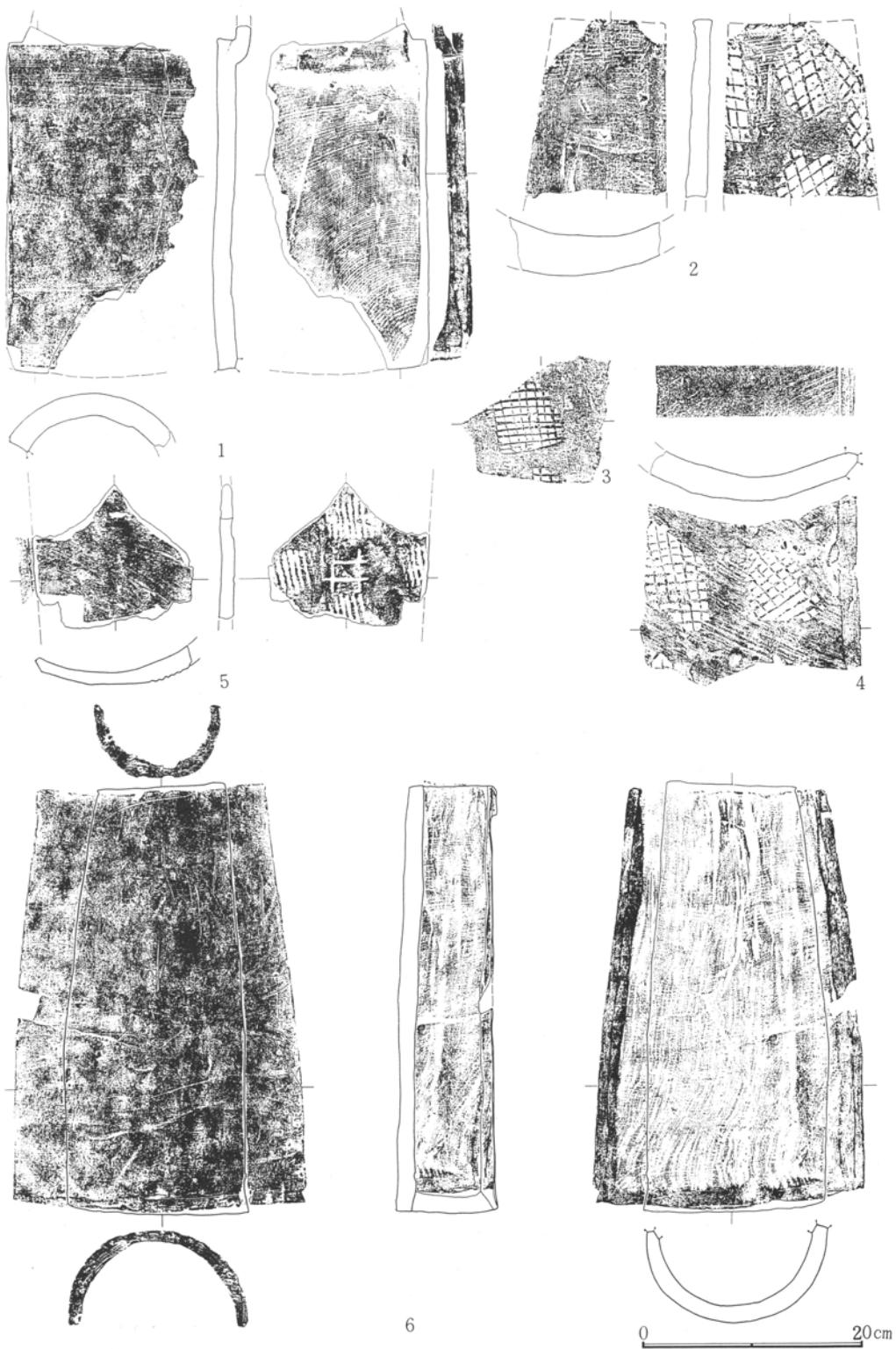
第8図 山際窯跡採集遺物（瓦類3）



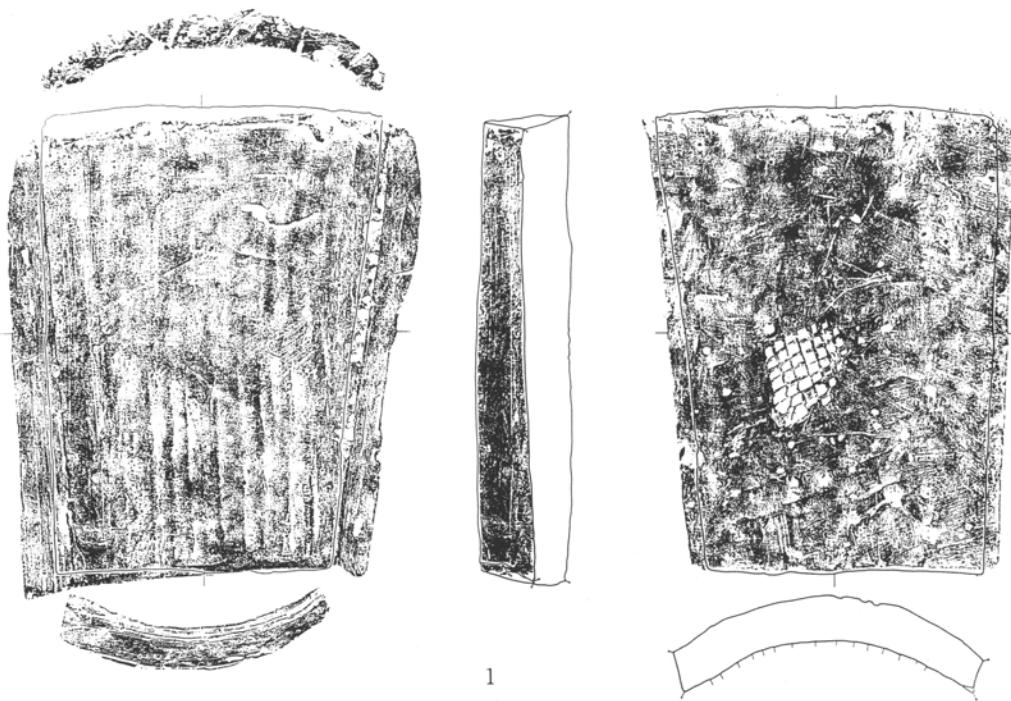
第9図 山際窯跡採集遺物（瓦類4）



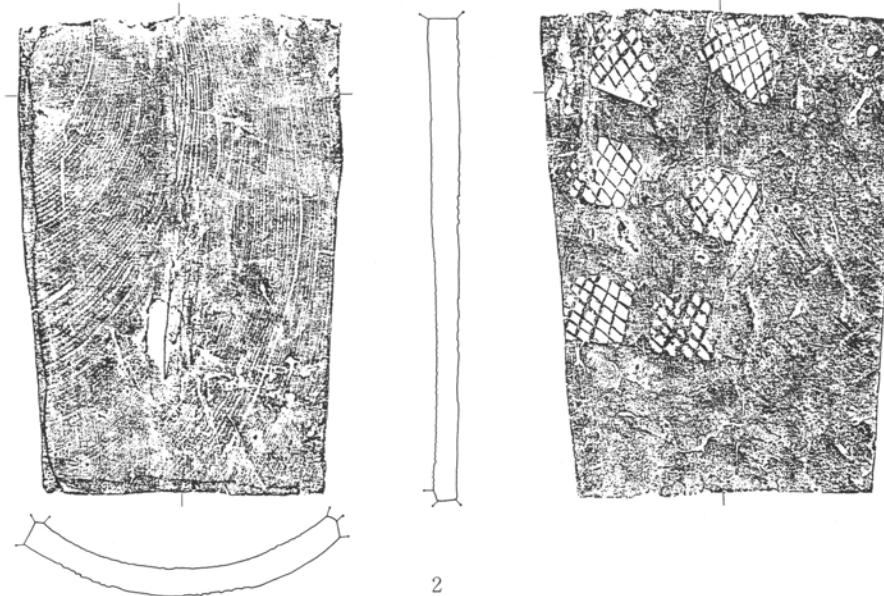
第10図 山際・鹿の川窯跡採集遺物（瓦類5）（1～5は鹿の川窯跡出土）



第11図 山際・周辺遺跡採集遺物（瓦類 6）（5のみ間野谷遺跡か）



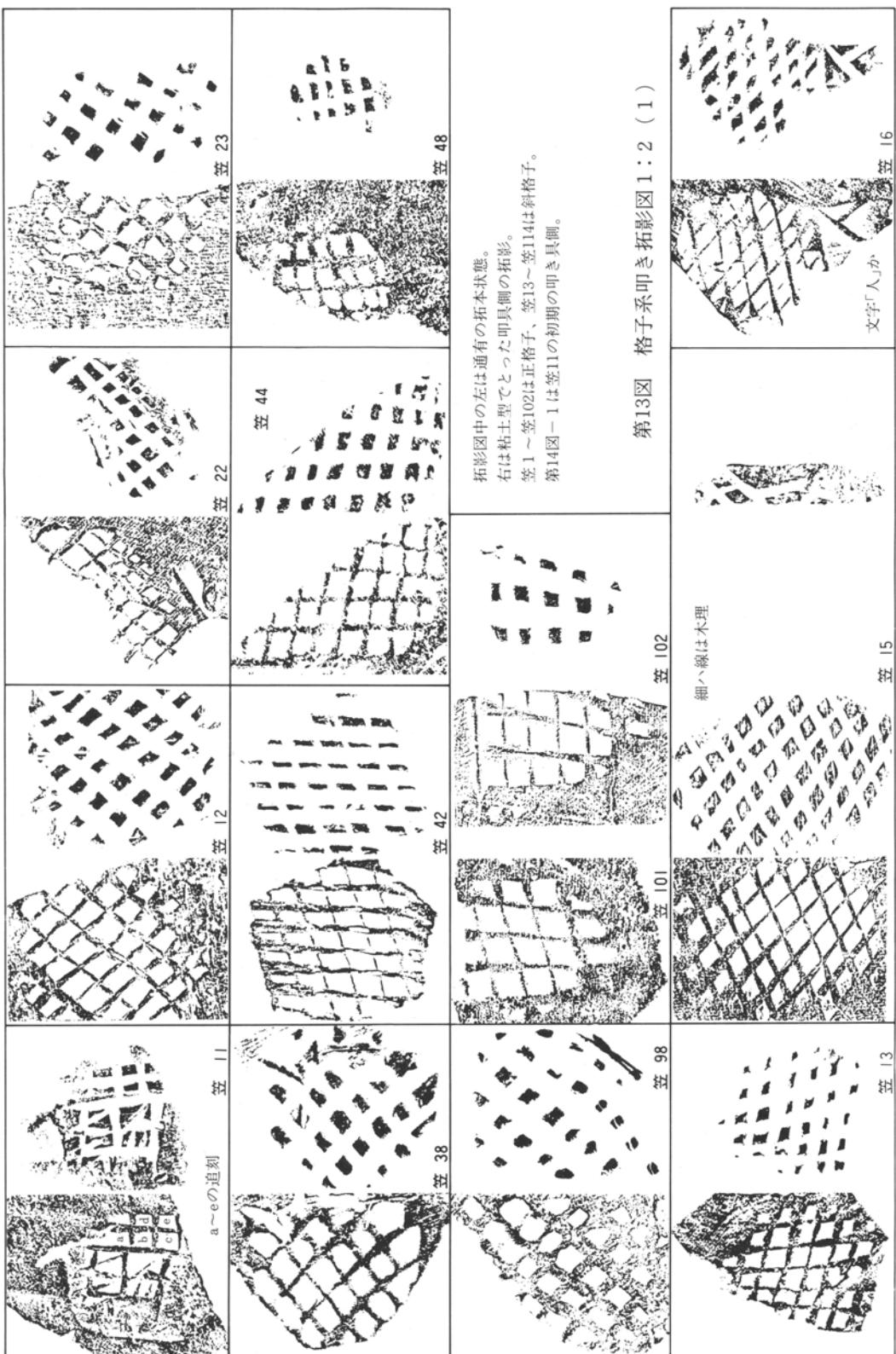
1



2

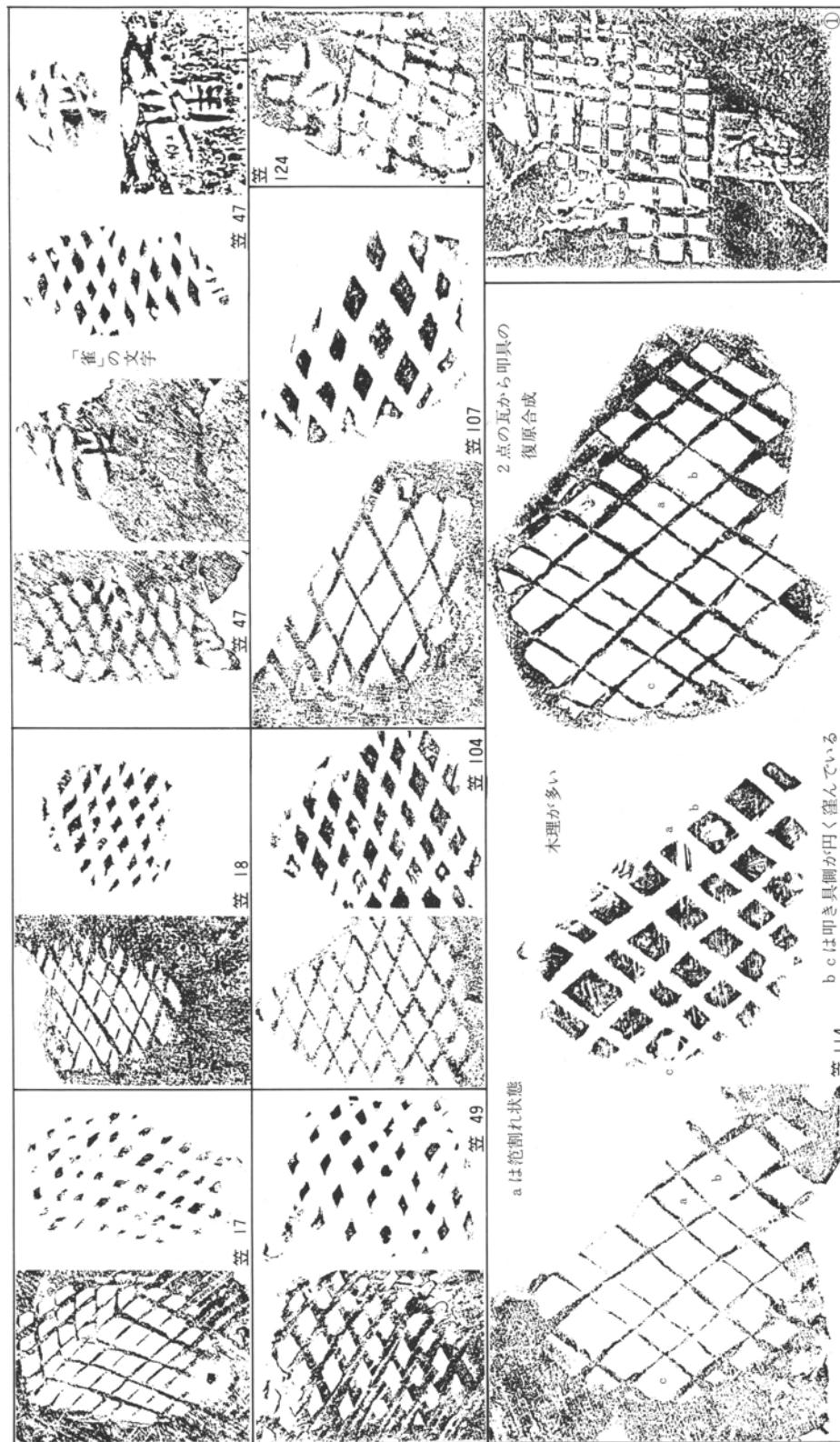
0 20cm

第12図 山際窯跡採集遺物（瓦類7）（2は千本木政一氏の採集資料）



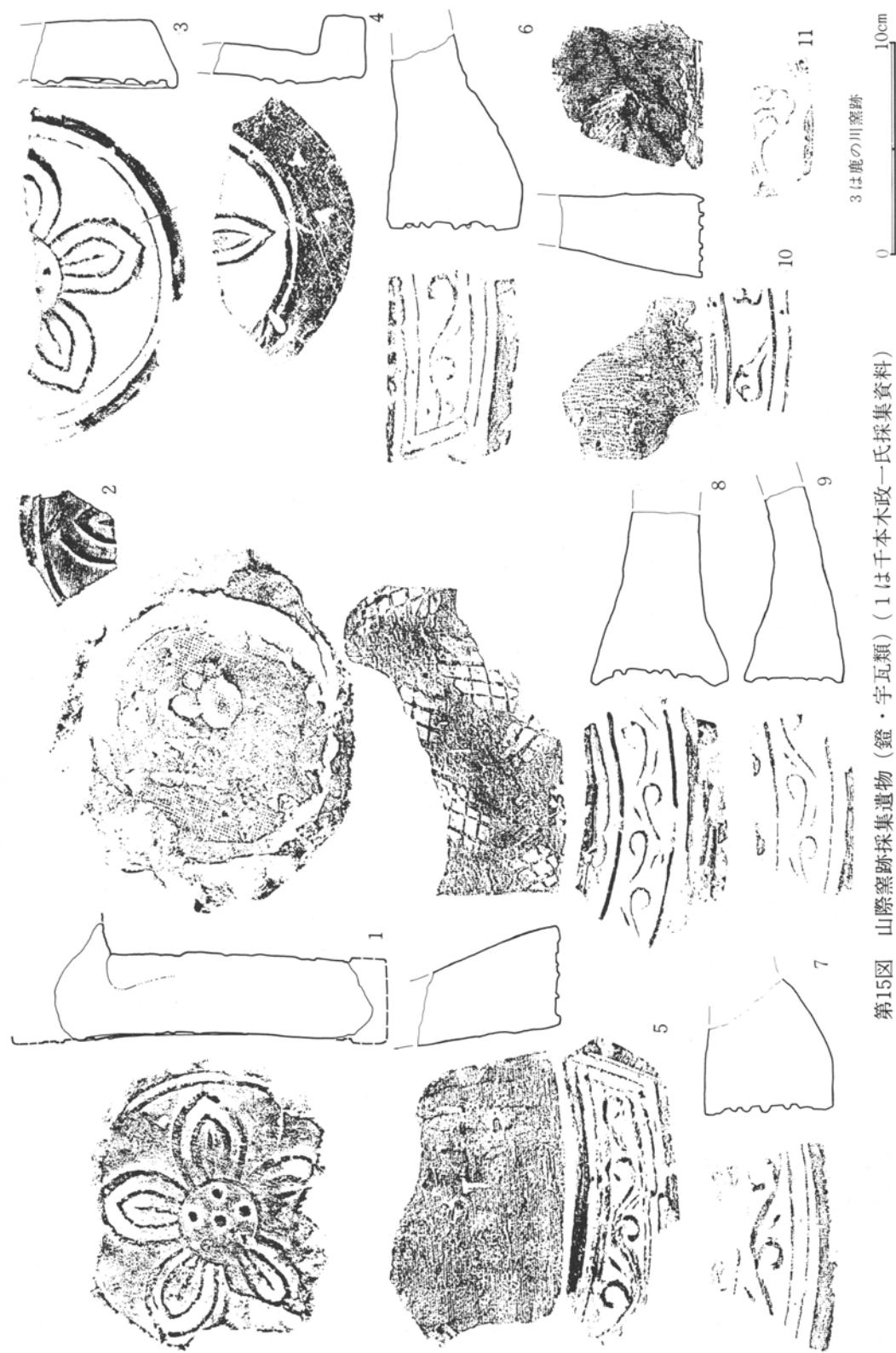
拓影図中の中左は通有の柘本状態。
右は粘土型でとった叩具側の拓影。
笠1～笠102は正格子、笠13～笠14は斜格子。
第14図-1は笠11の初期の叩き具側。

第13図 格子系叩き拓影図1:2 (1)



1は笠懸町教育委員会保管資料中の女瓦凸面の拓影図であり、叩き具が作られて直後頃の拓影でこれの改変（正格子の追刻）が笠11の叩き具である。

第14図 格子系叩き拓影図1：2（2）



第15図 山際窯跡採集遺物（鎧・宇瓦類）（1は千本木政一氏採集資料）

通番	類	胎土	厚(cm)	焼上	色調	作り	整形	面取		適 用	
								端	側	端	側
1	男	A	1.6	並	灰	半截	轆轤	—	3		
2	男	A	1.2	硬	暗灰	半截	右轆	—	1		
3	男	A	1.3	硬	灰	半截	轆轤	—	1		
4	男	A	1.8	硬	暗褐	半截	轆轤	—	3		
5	男	A	1.3	硬	灰	半截	轆轤	2	2		
6	女	C	1.4	軟	黃橙	一か	撫	2	2		
7	女	A	2.5	硬	暗灰	模?	縦撫	—	2		
8	女	A	1.8	硬	暗灰	一か	撫	1	—		
9	女							7と接合			
10	女	B	2.4	硬	暗灰	一か	撫	1	3		
11	女	A	1.8	硬	暗灰	一か	正文	—	—		
12	女	B	1.7	硬	灰	一か	正格	—	2		
13	女	D	1.7	硬	白灰	一か	斜格	—	—		
14	女	B	2.0	硬	暗灰	一か	斜格	—	—		
15	女	A	2.1	並	暗褐	一か	斜格	—	2		
16	女	A	1.5	硬	暗灰	一か	斜文	2	—		
17	女	A	1.6	硬	暗灰	一か	斜2	2	—		
18	女	A	1.6	硬	暗灰	一か	斜格	—	—		
19	男	A	1.3	硬	灰	一か	撫	—	—		
20	女	A	2.1	硬	灰	一か	斜2	—	—		
21	女	B	1.3	硬	灰	一か	撫	2	1		
22	女	B	1.3	硬	灰	一か	正格	—	—		
23	女	B	1.3	硬	灰	一か	正格	—	2		
24	男	A	0.7	並	鈍橙	半か	縦撫	—	—		
25	男	B	1.0	硬	灰	半か	縦撫	—	—		
26	男	D	1.2	硬	灰	半か	撫	—	—		
27	男	B	1.0	並	橙	半截	轆轤	—	2		
28	男	B	1.4	並	灰	半截	轆轤	2	—		
29	男	A	0.9	硬	暗灰	半截	轆轤	—	2		
30	男	B	1.4	硬	灰	半か	縦撫	—	1		
31	男	D	1.7	並	灰	紐作	撫	—	2		
32	男	C	1.2	軟	白灰	半截	右轆	2	3		
33	男	B	1.8	硬	灰	半截	轆轤	—	2		
34	男	A	1.7	硬	暗灰	半截	轆轤	—	2		
35	男	A	1.9	軟	鈍橙	半か	縦撫	—	3		
36	男	D	2.2	並	灰白	半截	左轆	3	1		
37	女	C	1.7	軟	黃灰	一か	正格	2	2		
38	女	C	1.3	軟	黃灰	一か	正格	—	—		
39	女	A	1.5	硬	暗灰	一か	正格	—	—		
40	女	A	—	硬	暗灰	一か	正格	—	—		
41	女	A	2.0	並	暗灰	一か	斜格	—	—		
42	女	A	0.9	並	暗灰	一か	斜格	—	—		
43	女	A	1.3	硬	暗灰	一か	正格	—	2		
44	女	A	1.7	並	暗灰	一か	正格	—	—		
45	女	D	1.7	硬	灰	一か	正格	—	2		
46	女	D	1.6	硬	灰	一か	正格	—	2		
47	女	A	1.6	硬	灰	一か	斜格	—	2		
48	女	A	1.7	硬	灰	一か	正格	—	3		
49	女	A	1.3	硬	暗灰	一か	斜格	1	—		
50	女	A	1.6	硬	暗灰	一か	斜2	—	—		
51	女	B	1.3	硬	灰	一か	撫	—	—		

通番	類	胎土	厚(cm)	焼上	色調	作り	整形	面取		適 用	
								端	側	端	側
52	女	A	1.3	硬	灰	一か	縦撫	—	2		
53	女	E	1.4	軟	赤橙	不詳	縦撫	—	1		
54	女	B	1.4	硬	暗灰	一か	撫	—	1		
55	女	C	1.5	軟	白灰	一か	剥末	2	—		
56	女	D	1.3	並	白灰	一か	板木	2	—		
57	女	A	1.1	並	灰	一か	剥末	2	—		
58	女	D	1.8	硬	白灰	一か	板木	—	—		
59	女	B	1.6	硬	白灰	一か	剥末	—	2		
60	女	A	1.6	硬	灰	一か	縦撫	—	2		
61	女	A	1.8	並	鈍橙	一か	縦撫	3	—		
62	女	A	2.3	硬	灰	一か	縦撫	1	2		
63	女	A	1.3	並	灰	一か	縦撫	—	2		
64	女	A	1.5	並	灰	一か	縦撫	—	—		
65	女	B	1.6	硬	灰	一か	剥末	1	2		
66	女	A	1.6	硬	灰	一か	剥末	1	3		
67	女	A	1.5	硬	暗灰	一か	撫?	—	—		
68	宇	A	4.2+ α	硬	暗灰	一か	—	—	—		
69	宇	A	3.8+ α	硬	暗灰	一か	—	—	—		
70	男	B	1.0	硬	灰	半截	轆轤	3	—		
71	男	A	1.5	硬	灰	半截	右轆	1	2		
72	男	A	0.9	並	暗灰	半截	轆轤	—	—		
73	男	A	1.5	硬	暗灰	半か	轆轤	2	—		
74	男	B	1.1	硬	暗灰	半截	轆轤	—	—		
75	男	B	1.3	硬	灰橙	半截	左轆	2	2		
76	男	A	2.5	軟	黃橙	半か	不明	—	—		
77	男	A	1.9	軟	黃橙	半か	不明	1	—		
78	男	B	1.6	並	灰白	半截	右轆	1	—		
79	男	A?	1.4	硬	暗灰	半截	轆轤	—	2		
80	男	A	1.6	並	暗灰	半截	轆轤	2	—		
81	男	A	2.4	並	暗灰	半截	轆轤	—	—		
82	女	A	1.1	並	灰	一か	縦撫	—	—		
83	女	A	1.4	硬	暗灰	一か	撫	—	—		
84	女	B?	1.5	並	灰褐	一か	縦撫	2	—		
85	女	E	1.4	並	灰白	一か	撫	2	—		
86	女	A	2.6	並	黃橙	一か	斜格	1	—		
87	女	D	1.7	硬	灰白	一か	縦撫	3	2		
88	女	A	1.6	硬	灰	一か	縦撫	2	—		
89	女	A	1.4	並	暗灰	一か	正格	—	—		
90	女	D	1.6	並	暗灰	一か	撫	2	—		
91	女	D	1.6	並	灰白	一か	縦撫	2	—		
92	女	D	2.1	硬	灰	一か	縦撫	—	—		
93	女	D	1.3	硬	灰	一か	木・撫	—	2	斜格	
94	女	A	1.3	並	鈍橙	一か	撫	1	2		
95	女	A	1.4	並	灰	一か	縦撫	2	—		
96	女	B	1.6	硬	暗灰	一か	縦撫	—	2		
97	女	D	1.6	硬	灰	一か	斜格	—	—		
98	女	D	1.4	硬	白灰	一か	正格	—	—		
99	女	D	1.6	硬	灰	一か	正格	—	—		
100	女	A	2.4	並	暗灰	一か	斜格	—	—		
101	女	A	1.7	軟	橙	一か	斜格	—	—		
102	女	B	1.4	硬	灰	一か	斜格	—	—		

通番	類	胎土	厚(cm)	焼上	色調	作り	整形	面取		適 用
								端	側	
103	女	A	1.9	硬	暗灰	一か	斜2	—	—	
104	女	C	1.8	軟	灰黄	一か	斜格	—	—	
105	女	A	1.6	並	鈍橙	一か	斜格	—	—	
106	女	A	1.3	並	灰	一か	正格	2	—	
107	女	Fc _b	1.9	軟	橙	一か	斜格	1	2	
108	男	A	1.4	並	灰白	半か	撫	—	—	
109	女	B	1.7	硬	暗灰	一か	板木	1	2	
110	女	A	1.5	並	灰黄	一か	横撫	—	—	
111	女	B	1.8	硬	灰	一か	縱撫	2	2	
112	女	A	2.0	並	灰白	一か	撫	1	2	
113	女	C	1.6	並	灰黄	一か	正格	—	2	

通番	類	胎土	厚(cm)	焼上	色調	作り	整形	面取		適 用
								端	側	
114	女	A	2.0	軟	灰白	一か	斜格	1	2	
115	女	F	1.2	軟	黄灰	一か	繩叩	—	2	
116	女	F	3.6	並	黄灰	一か	撫	2	2	
117	男	A	1.2	硬	灰	半截	轆轤	—	2	剥ぎ取痕有
118	女	C	1.6	軟	黄橙	一か	繩叩	2	1	
119	女	A	1.8	硬	暗灰	一か	繩叩	2	—	
120	女	G	1.7	並	黄灰	一か	繩叩	1	—	外面黒
121	女	E	1.8	並	灰黄	一か	繩叩	1	—	
122	女	F	1.6	並	灰黄	一か	繩叩	—	2	
123	女	F	1.2	並	灰黄	一か	繩叩	2	—	
124	女	A	2.4	並	灰	一か	不整	—	3	

凡例 半截-半截作り。一か一枚作りか、模-模骨痕有り、紐作-紐作り

右轆-右回転轆轤。正文-正格子と文字。斜格-斜格子。斜2-斜格子が2種か

剥未-粘土板剥取り痕の未整形。板木-板叩き木目痕が残る。

笠No	11	12	22	38	40	42	43	44	48	101	13	15	16	17	41	47	49	104	106	20
格子	正文	正	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	斜	斜文	ノ	斜	ノ	斜文	斜	ノ	ノ	ノ
同範の笠No	—	23 (40)	113 (39) (46)	—	—	—	—	—	—	102	14	100	18	19 50 103	114	—	—	105	—	
小計	1	6	2	3	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	4	2	1	1	2	1
																				36

焼成

焼成技法では、山際窯跡で採集された116点中還元焰100点・酸化焰16点である。一方鹿の川窯跡で採集されている瓦類9点中還元焰8点・酸化焰1点である。鹿の川窯跡では採集資料が少ないが酸化焰焼成が多いことは、山際窯跡と際立った相違点として挙げられる。この酸化焰焼成という大きな相違点は、既存の資料を踏えても重要な現象である為後述したい。

まとめ（瓦類）

今回紹介した山際・鹿の川窯跡採集の瓦類は、従来より知らされている山際・鹿の川窯跡採集資料の中で無いものがある。これが第10図1～6・11図～12図-1・15図2～10の町教育委員会の保管品・第20図-2・21図-1の千本木政一氏収蔵品・須田茂氏収蔵品等である。本項では、これらの既存資料を含めて山際・鹿の川両窯跡の性格等を分析してみたい。

鹿の川窯跡出土の瓦で最もその特徴を示すのが女瓦である。この女瓦の特徴は、凸面整形の縄引きをあげることが出来る。だが、山際窯跡からもこの縄叩きを施し女瓦の出土も知られている。唯し、この山際窯跡での同種の類例は筆者自身未実見である点と極立った存在でないことからやはり主たる存在でもない様にも考えられる。又、鑑・字瓦では、鹿の川窯採集資料では第15図3・第18図6と同範の一部である。この二者は通有国分寺創建統一意匠（以下「統一意匠」と略記）と認定される範種であり、字瓦の女部には、鹿の川窯跡の女瓦を特徴付ける縄叩きを伴なう例が

多く胎土もG類がやや多い。鎧瓦は、山際窯跡の採集資料と同範である点があげられ現在の類例数では両者共に何如とは言及し難い。だが、宇瓦の統一意匠と組瓦を成す点では、主たる生産は鹿の川窯に想定は出来る。

胎土では、鹿の川窯の占地する琴平山の基盤層の石灰岩片が混入するF類も特徴に上げることが出来るが、生地の採取地と工房等の位置が明らかではない現在山際窯跡では絶対に混入しないという確証が無い。この点では、胎土の特徴では確定視出来ないが、有力な証左になると考えられる。

一方、山際窯跡では第15図1・2・4に掲載した鎧瓦の一群と第6～10・11・12図の男・女の両群がある。この中で山際窯跡を最も特徴付けるのが格子系叩きの女瓦である。この格子系叩きの叩き具には、佐位郡及び同郡中の郷名を略した文字を伴なう点も大きな特徴の一つで従前よりその指摘がなされている。宇瓦では、第15図5～9がある。これらは、統一意匠の後出であることは明らかであるものの、国分寺の創建段階という時間幅にはおさまると考えられている。

笠懸古窯跡群焼造の刻印文字字・女瓦は叩き絞め工具内に刻まれた文字と、文字単独（1文字・2文字がある）が刻まれた二者がある。この両者のほぼ全ての種類が国分寺に供給されている。この両者の文字を見ると、前者より後者が整微であり、前者は稚拙な感がある。これらの文字は笠懸古窯跡群周辺地域の郡名・郷名を表わしているのが最大の特徴である。そして、これらの文字が施された瓦を焼成技法でみれば、酸化焰・還元焰の二者があり、宇瓦同様な状態である。そして、酸化焰焼成のものは後者の文字に多いのも一つの特徴である。

文字は郡・郷名を顕わすが、前者の一群は、佐位郡内8郷中駅家郷・岸新郷・名橋郷の3郷を除く雀部郷・美唄郷・佐位郷・渕名郷・（反治郷）の5郷の郷名が認められ、二種以上のものに佐位・雀部郷があり、雀部郷の「雀」の一方は彫り直しが二回行なわれている。⁽²⁹⁾ 第13図中に掲載した笠11はその2回目の彫り直しの例で文字部横に正格子の追刻も確認される。佐位郡以外では勢多郡がある。ただし、現在判読不能な文字1字（第13図一笠16）と文字に疑定されるものの記号等としても考慮されるものが1種類（第13図一笠15）が存在する。後者の一群は主として郡名を顕わしており、一文字では、勢多郡・佐位郡（郷か）で郡乃至郷名を顕わしている。二文字は、山田郡・二文字の「勢作」は勢多郡作と判読出来、窯主体者を意味していると考えられる。意味不分明に「廣山」がある。この「廣山」の意味は筆者は人名を想定している。又、これらの内で酸化焰焼成の製品は、焼成の失敗とかいう状況下での所産ではなく、意図的に焼成された可能性が強い。この点を前項でも記述した酸化焰焼成について以外に記述したい。

酸化焰焼成の瓦は、統一意匠成立直前段階に新羅系意匠の鎧瓦等に専ら認められ第18図1に示した単弁8葉蓮華文鎧瓦の組瓦に対しての技法として認識出来、その窯跡は上植木雷電山系の系譜が辿れる雷電山・間野谷（？）での所産と考えられる。一方の細弁菊花文と米格子の叩きを施す一群は、胎土の特徴から埼玉県五明廃寺・淨土野・皂樹原遺跡周辺に瓦窯の存在が推定出来る。この両者共に国分僧寺・上植木廃寺・寺井廃寺に供給している。

ここで、採集資料・既存の資料を踏まえて上述の点をまとめてみたい。

国分僧寺・間野谷遺跡出土の単弁8葉蓮華文からは上植木・雷電山系の技法の系譜として酸化焰焼成・瓦当背面布絞り圧痕を促ることが出来る。笠懸古窯跡群（山際・鹿の川窯跡に限定出来ないで、鹿地内での窯跡の存在も考慮されることから）では、統一意匠に上植木・雷電山系の焼成技法に「黒色の燻処理」付加し酸化焰焼成を認めることが出来る。瓦当背面では撫で・布目の二様が認められる。布絞目の技法は、統一意匠ではなくその後出種「笠鑑第2型式」（詳細は後述）に認められる。この技法は、上植木・雷電山系の技法を備えた工人による製作が想定され、統一意匠では用いられず、統一意匠の存続期間から「笠鑑第2型式」の瓦範が作られる時期迄の間は明確出来ないが、少なくも工人の技法系譜からは上植木・雷電山系最末工人から一世代以内と考えられる。そして国分寺創建段階の造瓦工人組織は、上植木・雷電山系の工人と統一意匠工人の二系統の存在が窺える。このことから、統一意匠の工人は少なくともある程度組織化されたものと考えられ、ここで、この考えられる工人組織を「上野国分寺式造瓦工人組織」と仮称しておきたい。

そして、組瓦では、上植木・雷電山系の単弁八葉蓮華文鑑瓦・飛雲文字瓦+α・繩叩き「井」文字を伴なう女瓦・男瓦は不明。と「上野国分寺式造瓦工人組織」の単弁5葉蓮華文鑑瓦・右偏行唐草文字瓦・繩叩きと格子系女瓦・半截作り男瓦（特定は無理）+上植木・雷電山系工人？の刻印「勢」「勢作」「廣山」「山田」が加わるか統一意匠の組瓦の直前に焼造される。そして、この後出に笠鑑・宇第2型式（第25図-23）・格子系文字女瓦・半截作り・紐作り男瓦（特定は無理）が考えられる。これを図にしたのが第18・19図である。

単弁8葉系の焼造された直後「上野国分寺創建統一意匠」は上野国分寺式鑑瓦の原型をなすものが焼造開始される。この段階（統一意匠作製直後）での焼成技法は、酸化焰焼成の黒色燻処理されたものと酸化焰焼成されただけの二者の存在がある。これは、瓦当面の状態が使用に伴なう磨滅等が認められない為、瓦範が新しい時期に製作されたことが判断されるからである。この焼成に共通する上述の文字瓦は、組瓦の観点で捉えれば、上植木・雷電山系の最末～上野国分寺式の初期頃。ただ、上述「勢」「勢作」「山田」「廣山」の文字瓦（女瓦）は統一意匠直前から生産された可能性は強く、統一意匠焼造の初期段階まで生産が行なわれたことも類推出来る。そして、第14図笠114に代表される笠懸窯跡群中で最大の大きさを計る斜格子叩きを伴なう女瓦は、筆者の実見している既存資料でも酸化焰焼成が比較的多い点から、この頃の焼造であったことも類推される。ただ、この段階に伴なう男瓦の実態が判然としない状態である点に問題を残すが、基本的には酸化焰焼成で、統一意匠初期の焼造段階では酸化焰焼成黒色燻処理が基本となると考える。

この第25図に示したとおり組瓦がある程度明らかになったと思うので、次項で述べる統一意匠等の問題点等を考慮し、これらに型式名称を与えておきたい。型式名称は抽象分類と具体分類があるが、国分僧寺等の幾多の生産地からの夾雜がない点と、笠懸窯跡群として連続的に変遷継過がある程度明らかになったものと考えるので、ここで「種」としての組瓦毎に具体分類を試みる。

笠懸古窯跡群の成立背景（後述）から、上野国分寺式瓦群の中から上野国分寺統一意匠及び後出種を笠懸古窯跡群の冠頭「笠」をとり、鑑・字・女瓦にはその類を示す「鑑」か「字」か「女」を付す。そして古い順に従い第1型式Aから数字と型式を組み合せ、更に範の彫り直しによる順位にAへのアルファベットと追記する。Aとはあくまでも瓦範製作時の状態を示し、今後も予想される彫り直し等の存在を考慮し一様にAを記入し、以下の2型式の設定を行ない、今後の調査等に大きく依存が考えられるものに就いては今回分類は実施せず、今後に託したい。そしてこれらの型式名称は第19図中に記入した。

女瓦は叩き種毎に、第6図～第10図中で用いた笠No.を枝番号として終りに付すが、組瓦を重要視する為第19図中に示した様に組瓦の認定の確実性の高い一群のみに設定しておきたい。

胎土ではA類が最も多く鹿の川窯の主体（？）たるG類と対照的になっている。然し、鹿の川窯でもA類胎土の存在がある点で、A類を確実に山際窯跡と断定することは出来ない。

上述した両者窯跡の特徴の中で大きな2点の問題点が内在する。その1つは、鹿の川窯跡・山際窯跡の焼造した軒瓦の種類と時間的経過の点、2点目は山際窯跡が焼造した刻印文字瓦の問題で、なぜ、複数郡の瓦を焼造したのかという点である。この2点を先ず記述しその後に総括してみたい。

山際窯跡で焼造された軒瓦は既存例を含め鑑瓦 範種・字瓦 範種ある。この軒瓦の供給先は上野国分寺が先ず挙げられ、伊勢崎市上植木廃寺・太田市井廃寺を含め、多くの遺跡にその分布が認められ、現新田郡内が多く、既に大江正行・須田茂両氏により明らかにされている。

一方、鹿の川窯跡は確実な範種数は微量であり、町教委保管及び須田茂氏の採集資料の鑑・字各と1範種づつである。この両者の軒瓦は「上野国分寺創統一意匠」で組瓦でもある。この鹿の川窯跡で採集されている字瓦は筆者が未実見である為今次の胎土分類のどれに該当するのか、又、別に類別されるのか定かでない。現状でこの軒瓦のみが組瓦になり鹿の川で焼造されたと判断され範種数が少ないので鹿の川窯での焼造期間・造瓦組織の規模に係わりその範種数等の制約があったものと考えられる。

鹿の川窯で焼造された統一意匠の鑑瓦は、山際2号窯跡で採集された鑑瓦と同範であり、第18図1は、統一意匠の彫り直しで山際窯跡からの採集品であり国分僧寺・尼寺での既出例がある、上野国分僧寺・尼寺中間地域からは、更に彫り直したと思われる鑑瓦が出土している。この鑑・字瓦の統一意匠の彫り直瓦範に就いては大江正行氏による論証が成されている。この統一意匠の変化の各様を図にしたのが第18図である。この様に山際窯で焼造された軒瓦類は、鹿の川窯で焼造した軒瓦の瓦範と同一のものを使用したことが判断される。

山際窯跡では複数の窯体が存在することと、多地点（山際地内及び鹿地内）で採集されることから山際窯跡の営窯は長期に亘ったことが明らかであり、珠点中房を有する鑑瓦の採集もあることからも明らかである。（第3図）この山際窯跡の開窯時の鑑瓦は、前述した第25図1が想定される。亦、量産される軒瓦は統一意匠に類似するものであるが、第18図-22の鑑瓦は弁が細くなり、

宇瓦では唐草に力強さが失なわれてきている。この両者は尼寺等の既出例などから組瓦を成すことが指摘されている（第18図-23）

宇瓦は町教委の保管する4範種が知られており統一意匠に類するも、左右の反転等があるが、外区にはしっかりとした珠点が施されており第25図-23より古い様相と考えられる。そして、この範種が、鎧瓦の統一意匠の彫り直しの一群と組み瓦となることが想定される。これは、宇瓦の統一意匠には範割れの認められるものがあり、この範割れが進行し瓦範として用いられなくなる様になったと思われる点にある。又、その段階では鎧瓦統一意匠の彫り直しが行なわれていたかは言及しかねる。

これらの状況から以下の推測が出来る。仮に鹿の川窯で統一意匠の焼造が開始されたとする仮定に立つならば、鹿の川窯が短期間で閉窯し、直後乃至直前頃に山際の閉窯があり、この段階では、統一意匠の鎧瓦は彫り直しが行なわれておらず、宇瓦が新たな範種になっていたことが想定される。この山際での開窯々体の位置の特定は出来かねるが、その存在は2号窯出土の統一意匠の鎧瓦から至近の位置であったと考えられる。この後統一意匠が彫り直され、それ自体廃範となり新たな瓦範の製作が行なわれたと考えられる。これが第18図12（第16・17図）であったと考えられる。

5 山際窯跡出土須恵器の技術的系譜について

山際窯跡は上野国分寺創建瓦を焼成し、資料採集による限りそのほとんどが瓦生産に当てられていた窯跡である。ここで一部併焼された須恵器坏類の一群には底部回転糸切りによる底部切り離しの後、周辺部を回転箆削りによる再調整を施す遺物がある。須恵器坏類を中心とした底部切り離し技法は先学により多くの論功・論争がなされている。それらの中で箆工具使用と糸使用による切り離しは技法の理論的変遷観から箆から糸への変化では大筋で一致点を見いだしている。しかし底部回転糸切り技法の出現に関しては奈良時代と平安時代を別々大きな指標としてとらえられていた時期もあった。製陶技術はもとより歴史時代の土器の年代観に対し及ぼした影響は計り知れないものがある。⁽³⁹⁾その後当該期の土器研究にとって主導的役割を果たしていた愛知県猿投山古窯跡群においては、今日8世紀中葉出現説をもって今日糸切り技法を含めた土器技術論は沙汰やみの状態である。

そして、県内歴史時代土器の編年は、おもに県中央部を中心とした集落跡出土資料によって語られることが多い。土器編年の細分化の進む中で技法上の問題は暗黙の了解事項かのように、とりたてて論じられることはない。ここでは山際窯跡出土遺物の特徴のひとつである、底部回転糸切り後の周辺底部回転糸切箆削り再調整技法の（以下周辺再調整）県内に於ける状況を概観して、山際窯跡の意義を考えてみたい（第16図）。

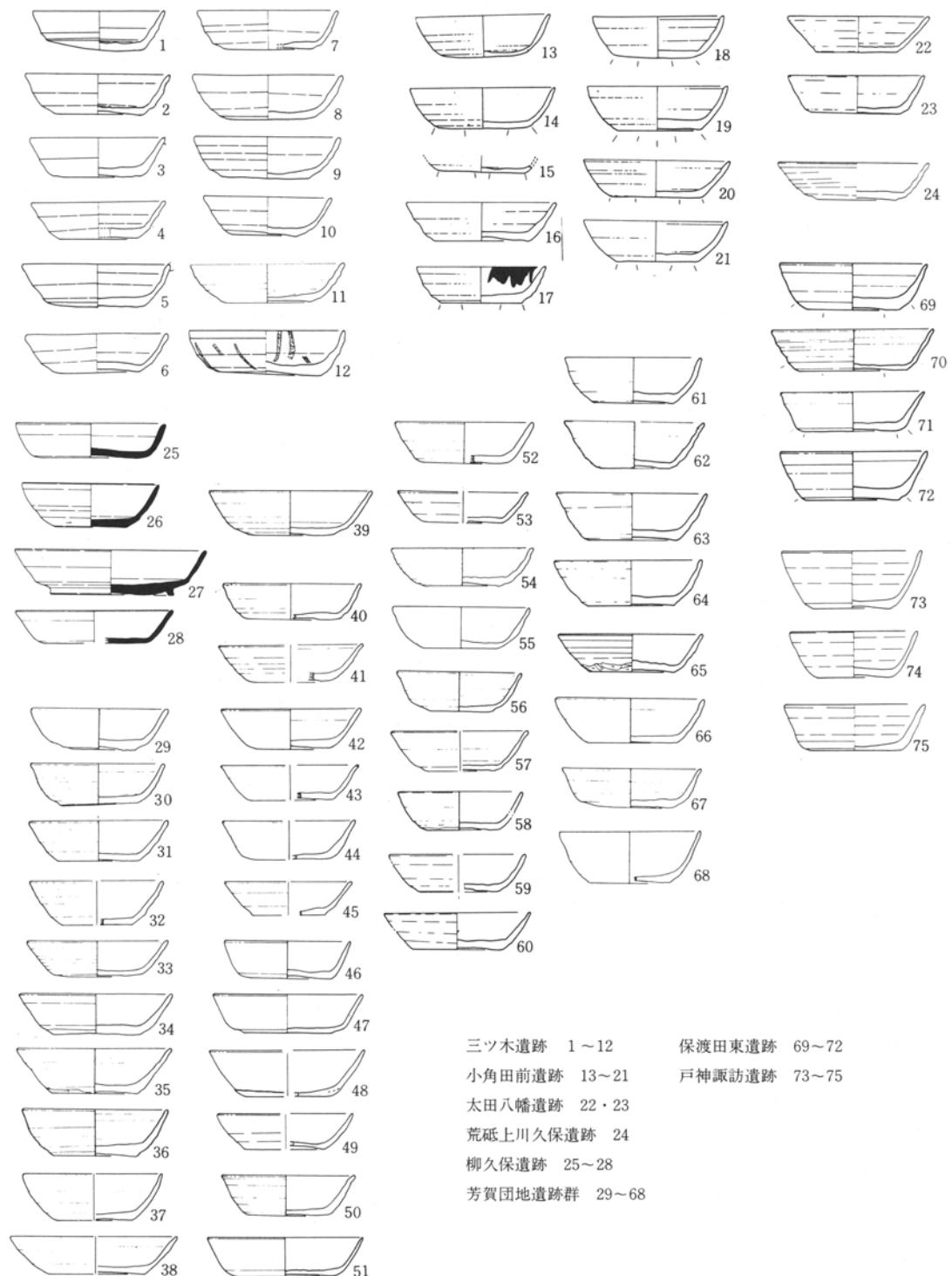
周辺再調整技法をもつ坏類の県内における様相は現在のところ明確には捕らえがたい。管見した範囲では、全県的に分布が確認されるものの、須恵器坏類の相対的な量としてはごく客体的存

在である。まず、山際窯跡のある東毛地域（ここでは赤城山東南麓地帯から広く利根川左岸の地域を含む）では、三ツ木・小角田前・西今井・十三宝塚遺跡・太田市八幡遺跡。県央近くでは柳久保・芳賀団地遺跡などに目立った出土量がある。県央では保渡田東遺跡。北毛地域では戸神諏訪・後田遺跡。西毛地域では田篠上平遺跡などがある。各地域に於ける再調整を施す須恵器坏類は、回転箆切り・全面箆削り調整・底部回転糸切りなどの諸技法と混在する例が一般的である。諸技法との共存の原因は、消費遺跡の時間的な継続性に起因することと、窯跡群内での群単位での製作技法が異なるための結果などが考えられるが、現在のところ諸技法の段階的あり方を示すような事例は消費遺跡・生産遺跡とも明確には認められていない。東毛地域は、山際窯跡の存在のためか、やや恣意的な資料選択の恐れがあり、他地域と比較してやや濃密な資料数を抽出した感がある。しかし、全県的な範囲での数量は他地域を大きく凌いでいるのが実態であろう。そして、もう一つの特徴として東毛地域には再調整技法を主体的に駆使する埼玉県南比企産須恵器の出土例が多いと予見されており、彼の地との関係に興味がもたれるところである。東毛地域でも県央に近い前橋市芳賀団地遺跡は古代勢多郡域に属しているが、ここではかなり大量の周辺再調整坏が認められ、一遺跡の出土例としては得意な現象である。国分寺に対する勢多郡少領上毛野朝臣足人知識物貢献や「勢」刻印の瓦など勢多郡の一連の活動は示唆的である。県央では山際窯跡生産瓦の主体的な供給先である国分寺やその周辺地域には際立った量が認められず、山際窯跡が瓦陶兼用とは言え、殆ど瓦専用に近い生産体制を取っていたことが伺われる。そして北毛・西毛地域では極めて希にみられる程度である。各遺跡とも他の土器組成との関係の中で少数とは言え極めて安定した共伴関係を保ち、限られた時間わくでの生産・流通が考えられ、東毛地域での歴史時代土器生産にとってある段階を占める可能性が強いと考えられる。

これらの遺跡では再調整の施された須恵器坏類に対して年代を直接与えることのできる資料は知られていない。年代の考定にあたっては、小角田前遺跡104号住居跡の須恵器坏が有力な手がかりとなる。この坏は報告によれば胎土中に白色針状物質が含まれ、南比企産の製品と考えられている。（第16図-21）さらに20は針状物質の報告はないが、その形態が21と酷似しており南比企産と考えられる。また25号住居跡の1・2の坏は県内の須恵器に見られない形であり、これも南比企の製品である可能性がある。（13・14）また、荒砥上川久保遺跡5区5号住・柏川村月田古墳などにも南比企産の製品が散見できる。

104号住居跡21は口径12cm、器高3.7cm、底径は7.6cm前後である。底部と体部の変換に明瞭さがなく体部が内湾気味に立ち上がり、口唇部を僅かに摘み出す。20は口径12.8cm、器高4cm、底径7.6cmで底部と体部の変換は比較的明瞭であるが、体部の立ち上がり、口唇部の形状は2と同様である。両者とも器肉は厚目である。21・22を南比企の製品に類似を求めれば、鳩山古窯跡群小谷6号窯跡出土の一群に形態・計測値が近似している。

25号住居跡13は口径12.3cm、器高3.7cm、底径8cm前後、14は口径13.2cm、器高3.7cm、底径8.8cmである。底部と体部の変換は明瞭さを欠く。13は腰部に深目の差し込みが見られる。体部は内



三ツ木遺跡 1~12
小角田前遺跡 13~21
太田八幡遺跡 22・23
荒砥上川久保遺跡 24
柳久保遺跡 25~28
芳賀団地遺跡群 29~68
保渡田東遺跡 69~72
戸神諏訪遺跡 73~75

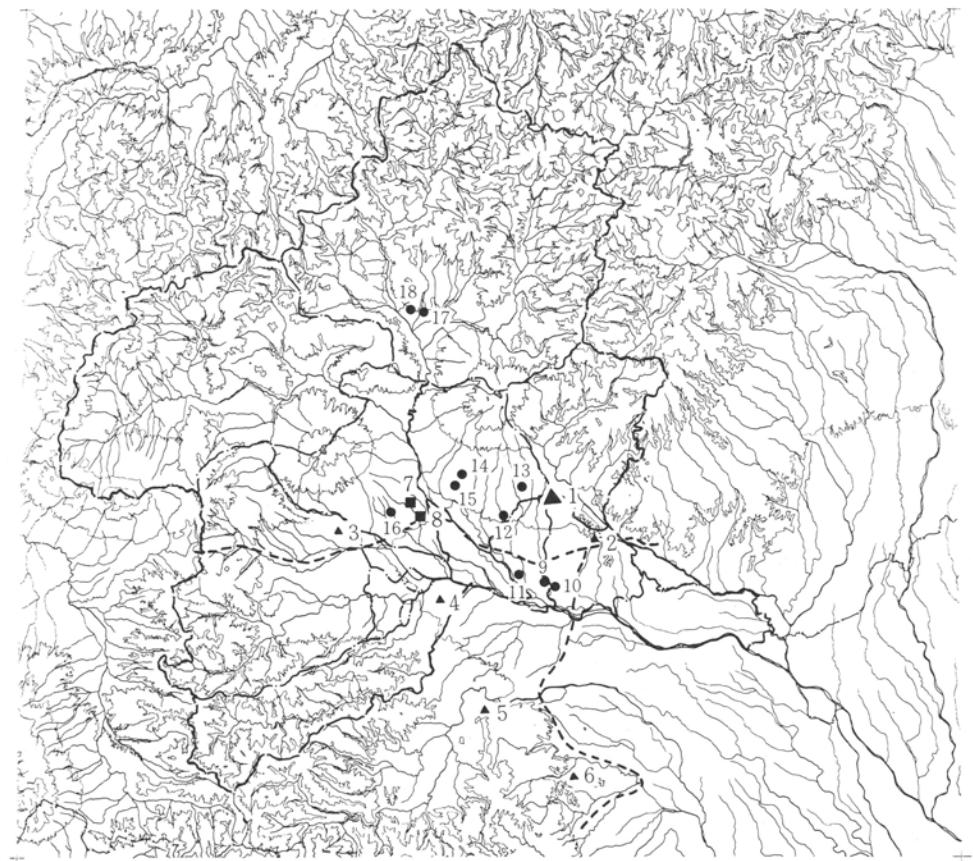
第16図 県内出土の再調整土器（須恵器）

湾して立ち上がり口唇部が微妙に外反する。器肉は薄く均一である。同じく鳩山古窯跡群の広町B 6号窯溝状遺構の出土遺物中に類似を求めることができる。

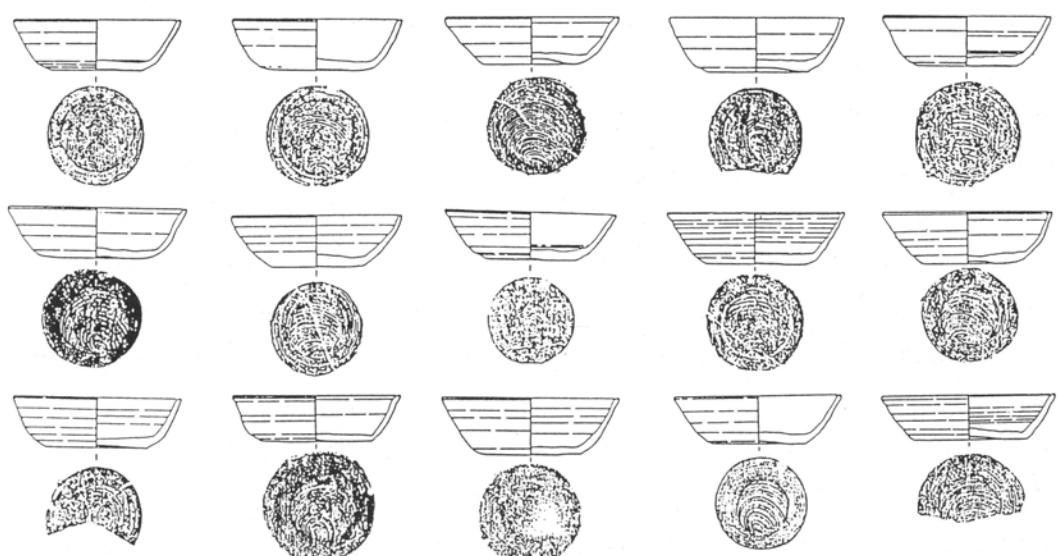
鳩山古窯跡群における出土遺物の研究は本窯跡群調査報告書に詳細に行われている。また埼玉県下研究者の当該期須恵器に対する研究成果は枚挙にいとまがない。詳しくはそれらによられた
いが、年代の比定には鳩山古窯跡群報告書の研究成果を採用する。⁽⁴⁾

小谷6号窯跡は小谷B窯跡の変遷ではIII期に位置付けられている。このIII期はさらに前・中・後半に細分され、小谷B 6号窯の実年代はおよそ741～764年の間、とくに741年に近い段階と位置付けられている。しかし、同窯跡群での一般的傾向は、口径の大型品から暫時小型化への変遷が考えられており、その点では、8世紀第3～第4四半期の頃に相当する。また広町B 6号窯跡溝状遺構は750年代を中心に8世紀第3四半期の後半までの間に考えられている。しかし、B 6号窯跡溝状遺構の出土遺物には、出土位置により形態差及び時間差が認められ、小角田前25号住出土の資料に相当する遺物は上層に属するとされる。これを考慮すれば上層及び小角田前25住の遺物には8世紀第3四半期の後半から第4四半期にかけての年代が与えられる。

小角田前遺跡25号住及び104号住の遺物には各々土師器壺・甕が共伴し、他の住居跡も同様な組み合わせを見ることができる。さらに三ツ木遺跡においても多数の共伴遺物が存在している。土師器壺類は8世紀前半での大小の差が淘汰され、口径12～13cm大の計測値をもつものに統一される傾向にある。また土師器甕類は短胴化が進み肩部に張りが強くなる形態に変化する。ここに示した資料との共伴例ではいずれも類似した様相が窺われ、相互に比較的近似する時期として捉らえることができる。群馬県内での編年観によれば、これらは概ね8世紀後半第3四半期から第4四半期に考えられているものである。小角田104号住の土師器壺類は底部に不安定な丸味をもち、底部にやや偏平傾向の認められる他の資料よりやや古い段階にある。このことは、鳩山古窯跡群で得られた年代観と、県内土器の間に大きな齟齬がないことになる。また、荒砥上川久保遺跡5区5号住や6区1号井戸跡出土の壺は8世紀中頃から後半にかけての年代が考えられている。県内各地の遺跡から出土している底部再調整、とくに底部回転糸切り後の周辺窓削りの技法をもつ須恵器は、その形態と共に共伴する他の切り離し技法をもつ須恵器や土師器との組み合わせの上で時期的に見てかなり単一な様相を見せており、それらの中で前橋市柳久保、群馬町保渡田東遺跡にある口径14cmを上回る一群は、その度目的側面から周辺再調整技法による須恵器の中でやや古式の様相が窺える例も存在する。しかし底部回転糸切り無調整、同窓切りなどの共伴例から8世紀中頃の時間枠を大きく逸脱するものとは考えにくい。このような全県下的状況の中で山際窯跡出土の壺4・5はこれら一連の器形変遷の中組み込めないものである。同資料は口径における大小の分化はあるものの器高の示す独自性は県内資料の中にあって十三宝塚遺跡にかろうじて存在するにすぎず、特異ともいえる。技法・形態・計測値から短絡的にその類似性を認め、年代の援用はかなりの危険性を伴うことは多いものの、敢えて参考資料を求める。南比企鳩山窯跡群の虫草山8号窯跡出土の遺物は深みの形態を持つ壺類が一般的である（第17図）。口径・器高とも



1. 山際・鹿の川窯跡 5. 未野窯跡群 9. 三ッ木遺跡 14. 芳賀東部遺跡群 18. 後田遺跡
 2. 太田金山窯跡群 6. 南比企窯跡群 10. 小角田前遺跡 15. 柳久保遺跡
 3. 秋間窯跡群 7. 国分寺二寺 12. 荒砥上川久保遺跡 16. 保渡田遺跡
 4. 藤岡窯跡群 8. 国府 13. 雷電山窯跡群 17. 戸神諏訪遺跡



第17図 遺跡位置図・鳩山町虫草山8号窯跡遺物 (1:6)

山際窯跡の（第4図-5）壺に類似し特に径口指数は30を中心にしており一致する点が多い。ちなみに虫草山8号窯跡の遺物に対して埼玉県の編年序列ではIII期8世紀第三四半期の年代が与えられている。山際窯跡の国分寺創建瓦焼成という事実に与えられている年代との一致は必ずしも偶然の一致とは思えないものがある。

須恵器壺の製作技法に関して、上野が基本とする箆切りに対し、糸切り技法の系統は埼玉県南比企窯跡群にある。南比企窯跡群は開窯当初、8世紀初頭をを前後する段階で糸切りによる技法を有し、全国的にも最古の一例と考えられている。⁽⁴⁸⁾ 従来より、須恵器蓋に冠する環状つまみ及びかえり、削り出し高台、瓦当背面の布目絞りなど、上野からの技術流入が一般的に論じられる傾向にあった。しかしこの糸切りの技法系譜に見る限り、時間的な問題はもとより、製品生産の確立の度合いからも雲泥の差がある。ここで、我彼の優位性を云々する用意はないが、すくなくとも山際窯跡の地理的環境や、東毛地域にもたらされる南比企産の製品は両地域間に何等かの交流があったことを伺わせるに十分な査証となっているのではないだろうか。近年の当該期遺跡調査の増加に伴って利根川左岸の東毛地域には多くの南比企産須恵器が指摘されている。現状では東毛に於ける8世紀を中心とする須恵器生産窯跡の存在はあまり知られていない。ただ7世紀末から9世紀初頭にかけての須恵器が採集される太田萩原窯跡の存在があり問題が残るもの、需給関係が十分に成されなかった状況が窺われ、大型器種を主に西毛地域窯跡群の製品に仰ぎ、南比企産の小型製品がこれを補完するような立場にあったと考えられる。雷電山・鹿の川の瓦専用窯跡の後を受けて瓦陶兼用窯として開窯した山際窯跡に見られる周辺再調製技法の背景には南比企産須恵器の流入を考慮しなければならないし、さらに言及すれば山際窯跡での須恵器製作に南比企窯跡群内からの技術導入が図られた可能性もある。⁽⁴⁹⁾ 新田郡内に限られるとしても前代の政治的背景を考慮すれば、それらの技術交流は十分可能である。また政治的・名目的な官道である東山道を廃した後の、両地域は広範な経済圏としての側面も注視する必要があろう。⁽⁵⁰⁾

群馬県内にはおよそ11の地域に窯跡群が知られており、各地の遺跡に少数とはいえ、広範囲に分布する再調整須恵器は、当然各地域の窯業跡で生産された製品がもたらされた考えるのが最も自然である。しかし、須恵器生産技術に関する限り、上野国の箆工具の使用を主体とする技術系統の中で再調整を持つ窯跡の存在は現在山際窯跡を除いて知られていない。県内各地に分布する再調整須恵器が山際窯跡を中心とした東毛地域からの一元的供給、あるいは南比企産の搬入による結果であるとは即断できないが、少なくとも技法上の関連からは各地域とも有機的な関係にあったことが伺える。そしてその背景は、国家的事業としての国分寺造営に拘わる意識の反映であり、一つの具体的な現れであったとも考えられる。⁽⁵¹⁾

底部再調製に関しては、県内窯跡の内容実態が不明な現在、箆から糸への技法変遷の中でどのような位置を占めるかが確立している訳ではなく、今後の研究に負うところが大きい。

山際窯跡出土須恵器の一部にはその技法上、県内よりはむしろ南比企を中心とした埼玉県にその関係を見いだすことができる。東毛という地理的環境とともに当該地での南比企産須恵器の出

土状況はさらにこの印象を強くしている。山際窯の開窯の直接の契機が国分寺創建に伴う瓦生産に主たる目的があり、天平13年の詔に始まる一連の造寺にかかわる事業としての時間的位置づけの中にある。しかし、須恵器製作技術から見た場合、8世紀第3四半期を中心とした極めて限定した時間帯を想定することもできる。この立場に立てば、天平19年頃にほぼ伽藍の完成をみたとされる上野国分寺の造営事業の過程に於いて、山際窯跡の瓦生産はどのように位置づけられるのであろうか。現在のところ、須恵器編年やその年代観は相対的に武藏国における窯跡出土資料による研究に負う所が大きく、東毛地域は言うに及ばず窯業生産跡資料を中心とした体系的な群馬県歴史時代土器編年研究のより進展が待ち望まれる。

上野国分寺創建瓦の歴史的背景

前項のまとめでは、「上野国分寺創建統一意匠」の焼造の開始される段階に就いて記述したが、本項ではこれらの年代観・造瓦組織・開窯の背景等に就いて記述してみたい。

年代観

大和金光明寺・諸国国分寺の創建に就いては、先学等により文献史料からの国分寺創建・発願の継承等様々な論議がなされている。本来ならば、筆者自身もこれらの文献史料等の記述に対し、諸先学の論述に対して自分の考えを述べ、その後に筆者自身が史料を扱わなければならないが、身の浅学により考えを述べるに能はないこの為、井上薰氏の大著をもって自身の拠所としたい。⁽⁵⁰⁾ そして、国分寺の創建年代を『類聚三代格』（以下『三代格』と略記）の天平13年の詔及び『続日本紀』（以下（続紀）と略記）天平13年正月丁酉条・同年月乙巳条の記載を一応の創建年の上限として考えておきたい。

上野国分寺の創建年は現在史料に残ることは皆無であるもの、確実な上限に天平勝宝元年（749）4月戊寅条（続紀）の石上部君諸弟・同5月癸丑条の毛野朝臣足人が国分寺に知識物を献じた記事を挙げることが出来る。ただし、天平勝宝元年以前に創建が無かったことを示すものではない。この両者の前年、天平19年11月己卯（続紀）の国分二寺督促の詔により両者の貢献が想定されるが1年5ヶ月間の短期間に詔→通達→国分寺建立・貢献→考課（中央通達）→叙位のプロセスではやや疑問がある。⁽⁵¹⁾ 又、近年、この知識物が“瓦”を推測する考え方方が述べられているが、寺の造営には幾多の材量のみならず、仏像・仏具等諸々のもの=知識である為“瓦”想定するのはあまりにも短絡で無理と考える。

石上部君諸弟・上毛野朝臣足人の兩人は叙位以前は外從七位上・同下であり、両者は大領か小領級の人物であった可能性は養老選叙位令から推測される。そして、上記の貢献により外從五位下に昇叙される。この外從五位下の叙位は大宝令の外考官職中の郡司・軍毅等に設定されている。天平19年の督促の詔の記事にある「（前略）限来3年以前（中略）子孫無絶任郡領司（後略）」は、確かに貢献を促したと推定はされるが、一方には「子孫無絶」という一項による方での認の効果があったと思われる。しかし、天平勝宝元年（749）2月壬戌（続紀）の郡領補任に就いての勅の記事は、何らかの状況の反映と見なすことが出来る。それは、各地で天平19年の督促の詔が出る以

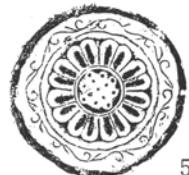
前から国分寺建立に伴なう貢献に何らかの代償処置的意味合いのことがなされていて（叙位等）更に郡領に対する詔の内容からすれば在地有力層からの貢献が多かったことが想起される。これを具体的に天平13年12月乙卯条（続紀）（前略）勅。天下諸国。或有百姓精願造塔者悉聴。（後略）に見出すことが出来よう。そして、在地の郡領以外の有力者からの貢献も多かったことが窺われ、この郡領補任の勅を発すること自体の記事の内容から、種々の混乱が生じていたことも想起される。この様に、国分寺の創建には郡領（司）層及び郡領以外の有力者の在地での知識に頼らざねばならなかつたのが実態であろう。

こうした中、神護景雲元年（767）5月乙卯条（続紀）の上毛野坂本公男嶋・同黒益及び、桧前部君老刀自の三人が朝臣を賜っている。又、上毛野坂本公男嶋は天平勝宝5年にこの朝臣を賜ることは大きな意味がある。これは、外五位が天平神亀5年3月甲子日付（続紀）により待遇が半減され、天平末年には、真人・朝臣・宿称の一部は外五位を経す叙位があるが、宿称の一部・忌寸・連等は原則として外五位を経るか終りという差別が慣例固定している。このことから、上毛野坂本君・桧前部君は朝臣と賜わることにより五位以上に叙位されることが可能になったということである。この前者の上毛野坂本朝臣男嶋・黒益の二朝臣性の改性記を含め吾妻郡擬少領上毛野坂本朝臣直道等の存在から天平19年の詔に対する造国分寺活動の一端の示唆が可能であろう。後者の上野佐位朝臣老刀自は、神護景雲二年（768）六月戌寅条（続紀）では老刀自が膳司の掌膳外従五位下の官職を有する官人であった記事があり、さらに老刀自を国造に任じている。老刀自はこの1年間に外従五位上から掌膳外従五位下の采女となっている。采女に対する規定は、養老後官職員令からすれば郡少領以上の姉妹で、年令13才～30才までの比較的緩やかな規定しかない。他方、正倉院に伝存する「揩布屏風袋第二號銘文」には以下の銘文が記されている。

上野國佐位郡佐位郷柵前部黒麻呂庸布壹段
長二丈八尺 廣二尺四寸
天平感宝元年八月
主當國司介正六位上勲十二等茂□
郡司大領外柵前部君賀味麻呂
とある。この天平感宝元年は749年であり、前記老刀自が続紀に初見する18年前である。銘文には郡司大領外桧前部黒麻呂とあることから、老刀自とは有縁であることが推測される。

山際窯跡から採集されている瓦類から、佐位郡内の刻印文字瓦の郷名は、組瓦から創建統一意匠から降った時期であること前項述べた。老刀自が景雲二年に掌膳采女となるには、采女規定（後官職員令）から13才～30才の間でも、掌膳になるにはそこそこの年令であったと思われる。そして、天平神護2年12癸巳条（続紀）の記事等から、桧前部氏の何らかの思惑があったと想起せられる。この“外従五位下、叙位がいつ頃であったか明らかではないが、この叙位も上述山際窯跡での佐位郡郷名を執拗に瓦に施文する段階に係わると思われる。この佐位郡郷名瓦は、十三宝塚遺跡（佐位郡々寺乃至佐位朝臣氏・桧前部氏の氏寺）で一括の出土例がある。

上述して來たとおりの諸事・事情等がある。国分寺の創建（天平19年督促の詔の記事の堂宇を指す）建物を寺域内全てと考えるよりも、寧、塔・金堂・僧房の最低限の建物は、天平年間には少なくも着工があり、又、具体的な証左も乏しい中現状では竣工の断定はとうてい出来かねるため、竣工があったと考えてもいいのではないかと思う。この点から統一意匠の上限はやはり、天

	鎧 瓦	宇 瓦	下野国分寺
	笠鎧第2型式A 22	笠宇第2型式A 23	
笠鎧・宇第三型式(亞式段階)	   	 	 

44は笠鎧第2型式Aの瓦範が彫り直されたものである。45は外区に右偏行唐草文を配する意匠で、意匠の要素は下野国分寺創建段階の意匠と共に通する。

笠鎧・宇第三型式は、個別の瓦範に対して称号されるのでは無い。これは、藤岡古窯跡群での上野国分寺式瓦の生産が始まると、造瓦は量産体制段階に至り、国分寺の本格的な創建後、第1型式の意匠は祖形となるものの、実際の瓦範意匠は第2型式を踏襲したが、系列の中では派生種的な存在であったと考えられる。この為、第2型式以降の実態は“段階”としての存在で細分は今後の課題になる。

下野国分寺の創建段階の軒瓦には、上野国分寺式の意匠要素に共通がある。50・51の外区の右偏行唐草文は45の在り方に同じあり、唐草の文様向体6・49に類似している。工人の移動も考慮されよう。

笠宇第1型式以後の亞種は、「創建統一し意匠」を祖形とし「笠宇第1型式亞種」とされるものである。笠鎧第1型式Aの瓦範彫り直した一群が多い点は、笠宇第1型式亞種と組瓦になる可能性が高く、この頃工人の何らかの変革が推測される。

平13年頃と想定せざるを得ない。又、下限は、瓦範の状態からやや長期に及んだと思われるものの、その期間想定には無理があるが、後出種の笠鎧2型の下限に老刀自の動静（上野佐位朝臣氏の動静）をやはり考慮する必要が感じられる点から、一応神護景雲年間と想定しておきたい。

造瓦組織と開窯の背景

造瓦組織に就いては若干前項目で述べて来た。ここでは、その根本理念に就いて記述したい。
 「上野国分寺の統一の創建の意匠」の創出は大江正行氏が論述しておられる。この論点の概略は、⁽⁵⁷⁾上野国分寺創建以前の上植木・雷電山系は末期に新羅系意匠融合し、これに山王・秋間系の高句麗系の様相が大きく影響し合うとした。確かに、諸国分寺では単弁5葉蓮華文の意匠は国内では相模国分寺に類する意匠が認められるだけであり、上野国内での系譜からも一種独特なもので、近県の意匠と比較しても異なったものである。この上野国分寺統一意匠の創出の証明は、天台瓦窯遺跡の報告書中で大江氏が論述したのが唯一といって能く、国分寺創建前代に於ける上野国内の勢力図式の中では他見を要さない証明である。

この統一意匠の造瓦製産は、国分寺を建立しようとする举国一致の事業である。この国分寺建立に伴なう資材は、現在の土木建築と同様に、ありとあらゆる材量・用具・人材・知識が必要であった筈で、瓦はその一部でしかない。そして、これらは国府の上級役人上野國14部の郡司などが、国府で談合し各郡に作業分担があったと思われるが、特殊な部分等は工人の寄合統一組織的

により各作業があったと考えられ、寺地の占地から色々な談合が有った筈であり、造東大寺の縮小版的な組織（調整機能等）が存在せねば挙国一致での造国分寺は先ず不可能に近い状態であったと考えられる。されば、造瓦生産は、造国分寺機構の中では一部門としての存在であつた筈である。この造瓦部門が上述の統一意匠の決定は、上野東・西の合議により決定がなされたと解さねばならない。

具体的な造瓦部門の組織は、西毛地区で造瓦工人の居た勢多郡司媒が、自郡の雷電山系工人を出し、新田郡司が中心となり新たな粘土産出地を発見しそこに雷電山系工人を入職させたと想定出来るが、一つ大きな問題がある。これは、統一意匠の焼造に伴ない新たな『一本作り』の技法が鎧瓦に用いられた点である。この点に就いては、県内では大江氏・前沢和之氏の指摘があり、⁽⁵⁹⁾ 造国分寺瓦の為に中央から工人が派遣されたか工人が出張し技法を伝授されて来たのかの可能性がある点である。この点は、高井佳弘氏の指摘のとおり、同一技法の認められる鎧を各々例により検討せねばならない。⁽⁶⁰⁾

そして、上述した国分寺創建という一大事業の背景をして笠懸古窯跡群は成立したと解釈せねばならない。そして、背景としては、各郡司層・有力氏族との思惑が絡んでのことと想像されるが、第1義として、国分寺建立という一大事業の為の開窯が鹿の川窯乃至山際窯にあったことが重要な点である。そして、その操窯は、勢多郡司媒・新田郡司媒によりあり、これに参画した山田郡司媒が何らかの形で支援したものと考えられる。そして、佐位郡司桧前部媒（黒麻呂）は、上植木・雷電山系という図式の中で、勢多郡司と共に何らかの参画があり、若干遅れて佐位郡各郷の財を徴し造瓦生産に係わり、焼造された一部を自郡の十三宝塚（佐位郡衙乃至桧前部氏の氏寺）へもたらしたと考えられる。又、新田郡の各寺院乃至官的建物にも新田郡司媒がもたらされたと考えられ、併焼された須恵器は、あくまでも、造瓦の基本方針から外れるものであって、それは、あくまでも従の存在として関係4郡内に分散したと考えられる。

上述して来た点から、笠懸古窯跡群の性格は大義名分に『官窯』として、上野国内で窯跡群として初めて成立し、⁽⁶¹⁾ 国分寺創建頃の8世紀代の上野国の『官窯』の在り方とは正にこの笠懸古窯跡群の成立経過があるのである。須田茂氏は統一意匠鎧瓦等の分布から、新田郡との係わりを想定され鹿の川窯と山際窯跡の性格を述べ『鹿の川・寺井系の上野国分寺瓦』の固有名詞を設定されているが、国分寺創建頭初、国内各所から瓦を供給したものが、急遽瓦当文様の意匠を統一という現象とこの意匠を出発点とし、以後上野國の主体文様（瓦）意匠となる点は、やはり、国内全体の国司・郡司層との計画に基づくという面から見なければならない。このことから、統一意匠に対してはこの意匠から新たに発達する型式の初型として捉えなければならず、且、国内に同系統の文様が生産されることからすれば、「上野国分寺式」という広い視点に立っての名称が妥当と考える。ここに大江正行氏の設定した名称の本来的な意義があると思う。そして、この統一意匠が正に、上野国内勢力の具象として「上野国分寺式」の標式初型として名称を与えることが可能なのである。

前述してきたとおり、「上野国分寺創建統一意匠」=笠鎧瓦・宇第1型式Aの上限年代は天平9年(737)乃至天平13年(741)頃に想定され笠鎧第2型式A・Bには神護景雲年間(760年代の末年)頃の年代を下限として想定したい。そして、上野国分尼寺の創建が1段落した頃に想定される笠鎧第3型式(亞種段階)は神護景雲年間を前後する頃と考えられる。これらのことから瓦範種の時間幅は約30年間となる。

一方、上野国分尼寺の創建が1段階した頃には、恐らく十三宝塚の寺院(以下十三宝塚寺院と仮称する)の創建があったと考えられる。この上野国分尼寺の創建・十三宝塚寺院創建頃の窯跡に山際1号窯跡等が想定される。そして、1号窯より上位のレベルに構築された2~3号窯は、現状として1号窯の後出窯として、上野国分尼寺・十三宝塚寺院創建頃の瓦生産が多い時期での築窯と類推される。このことから、現在露呈する3基の窯体は概ね上述の点から神護景雲年間頃であったと推測される。そして、2・3号窯の中間から出土した完器の須恵器坏は760年代頃をしてその年代とされる。

以上の点から、上野国分二寺の創建段階は天平9年頃から神護景雲年間の約30年が想定され、この間に笠鎧第1~3型式の存続があったものと考えられる。この30年間のとらえ方として、第1型式A—第1型式B—第2型式A—第2型式B—第3型式元年の5段階の変遷が型式学的に想定される。そして、この5段階を30年に均等配分するならば、1段階6年程となるが実態はこの算数計算とは異なると考えられる。それは国分僧寺の七重塔建立という前代未聞の造塔工事や丈六仏の鋳造・金堂の完成等単純的に創建時の堂塔造立があったと思えぬ点にある。しかしながら、あえて第2型式の出現(上野国分尼寺創建段階)年代を述べれば、上述点を考慮し、上野国分僧寺の創建から少なくとも10年程の期間を750年~760年代頃として想定しておきたい。そして、上述した点を踏まえれば第4図-5の完器の須恵器坏は、土器編年序列をなす場合に非常に重要な存在になることが明瞭になったと考える。この点は執筆の綿貫、採集した筆者にすればその喜びには大なるものがある。

現状での分析として以上のことと述べて来たが内在する問題点・矛盾等も含まれるのは限られた資料の中には必然として諸先輩をはじめ同輩諸氏におゆるしを乞うものである。又、山際・鹿の川窯跡に最も係わりの深い僧寺に就いては調査報告書も公刊されたので今後問題点の所在を明らかにし別稿としたい。

本稿を草するにあたっては大江正行・増田修・若月省吾・小島純一・小菅將夫の4氏に御助言を賜った巻末ながら御礼を厚く申し上げます。尚、第4図-5・第11図-6の遺物は昭和57年に笠懸村(当時)教育委員会に提出した。

参考文献

- (1) 黒坂勝美編 「續日本紀」 新訂増補 國史大系 <普及版> 吉川弘文館 昭和49年(1974)
- (2) 井上光貞・閑晃・土田直鎮・青木和夫校注『日本思想史3 律令』岩波書店 昭和51年(1976)
- (3) 『群馬県史』資料編4 原始古代4文献 群馬県 昭和60年(1985)

註

- (1) 井上唯雄・若月省吾「笠懸村の原始・古代」『笠懸村誌』 昭和58年 笠懸村
- (2) 相京建史「群馬県の古窯跡群の概観—群馬県における天台瓦窯の特質—」『天台瓦窯遺跡 中之条古窯跡群における天台C地区瓦窯の調査』昭和57年 (1982) 群馬県吾妻郡中之条町教育委員会
氏は、群馬県下の古窯跡を初めて群単位に捉らえその概要をまとめておられる。この各群は、ほぼ古代の郡に対応するかの如くまとめておられ、群馬県下の古代窯業生産の背影を知る上にとって重要である。又、設定された古窯群に対し、この背影に就いて概述された論文に大江正行「群馬県における古代窯跡群の背影」『群馬文化199号』昭和59年 (1984) 群馬県地域文化研究協議会があり、この2冊が近年の基本文献である。
- (3) 河井興三・山田 博「群馬県太田・大間々地域の第三系と後期中新世における関東西方部の古地理について」『石油技協 25』 新井房夫「群馬県の地質と地下資源—20万分1群馬県地質図説明書』昭和39年 (1964) 内外地図株式会社
- (4) 群馬県歴史考古同人会「土器部会研究資料」昭和57年 (1983)
- (5) 中沢 悟「出土土器の分類と編年」『清里陣場』昭和56年 勝群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (6) 尾崎紀左雄・沢忠洋「鹿の川窯跡」『日本考古学年報1』昭和23年 (1948) 日本考古学協会
井上唯雄「山際窯跡」・「鹿の川窯跡」『笠懸村誌』昭和58年 (1983) 笠懸村誌編纂委員会
- (7) 岡本 勇・戸沢充則「3 関東」『日本の考古学 II 繩文時代』昭和40年 (1965) 河出書房新社
- (8) 笠懸村埋蔵文化財調査報告第三集「笠懸村稻荷山遺跡」昭和55年 (1980) 笠懸村教育委員会
- (9) 笠懸村埋蔵文化財調査報告第四集「笠懸村和田遺跡」昭和56年 (1981) 笠懸村教育委員会
- (10) 井上唯雄「馬見岡製鉄遺跡」『笠懸村誌』昭和58年 (1983) 笠懸村誌編纂委員会
- (11) 拙稿「外摺山遺跡」『群馬県史』資料編2 原始古代2 群馬県史編さん委員会 昭和61年 (1986) に概要を記述した。
- (12) 笠懸町教育委員若月省吾氏より御教示を受けた。
- (13) 桐生市教育委員会増田 修氏が高校時代、友人が採集し自參して来た瓦を氏が実見している。この女瓦は格子系の叩きが施こされてあったという。増田 修氏の御教示による。
- (14) 稲垣晋也「古瓦の様式と形式・型式」『飛鳥白鳳の古瓦』昭和45年 (1970) 奈良国立博物館
大江正行「軒丸瓦の文様について」『上野国分僧寺寺域縁辺の調査』群馬町埋蔵文化財調査報告書第1集 昭和50年 (1975)
- (15) 岩澤正作「笠懸村古代瓦の窯址発見の始末」『上毛及上毛人』第62号大正11年8月
- (16) 山際窯址発見の「始末」の前、豊國覚堂「新田郡笠懸の史蹟探査」『上毛及上毛人』第62号大正11年6月に山(岩)崎林太郎氏居宅裏に瓦窯発見の記事があり、発見者は岩澤正作氏とされている。詳細は次号に採集した瓦の拓本とともに掲載するとされている。拓本と瓦窯発見の状況を述べた註5の文が始めてとすべきであろう。
- (17) 福島武雄「上野国国分僧寺の古瓦」『上毛及上毛人』大正10年8月第52号
- (18) 田島伊作「碓水郡秋間村の古瓦発見記」『上毛及上毛人』昭和9年9月第208号
- (19) 柴田常恵「鹿田山窯址」『群馬県史蹟名勝』第壱輯群馬県史蹟名勝刊行会大正15年 (1926)
- (20) 大江正行「天代瓦窯跡存在の意義をめぐって」『天代瓦窯遺跡』 1982 吾妻郡中之条町教育委員会
- (21) 「史跡上野国分寺跡」 1988 群馬県教育委員会
- (22) ここで言う副次的の意味は生産跡としての山際窯跡の次元であり、地域消費遺跡からすれば須恵器の生産量に拘わりなく山際窯跡は主体的な存在となろう。
- (23) 大江正行「特殊遺物」・「太田八幡遺跡出土土器の胎土分析」『太田八幡遺跡』1990 勝群馬県埋蔵文化財調査事業団によれば、山際窯跡の灰原より内黒処理・内面研磨の採集品が得られており、胎土分析の結果から山際窯として妥当な値を示し山際窯跡の焼成品目の一つと考えられている。八幡遺跡をはじめ東毛地域には、この種の遺物が比較的多く見られ、外面口縁部下に“鉢”模倣と見られる凹線を巡らす形態がある。山際窯跡の時期的・生産目的の背景を示唆する資料として興味深い。
- (24) 県内8世紀代の須恵器坏類には、底部に全面回転範削りを加え、切り離し技法の不明な遺物が多い。範切り・糸切りのいざれかと思われるがここでは明らかに糸切り技法の確認できる遺物を対象にする。
- (25) 田中 琢「須恵製作技術の再検討」『考古学研究』 第11巻第2号 昭和39年
- (26) 大江正行氏は「上野国分寺の統一の創建意匠」(註13前掲書)とした文様系譜(上野国分寺系)を「上野国分寺式」と改めて名称設定されている。この「上野国分寺式」の瓦には、笠懸古代窯跡群で焼造した瓦と藤岡古窯跡群で焼造した瓦の2者の系譜があるものの、瓦当意匠には類似意匠等も多く細分困難で組瓦の把握も困難な状態である。しかし、この前者の最古の鑑・字瓦の瓦当意匠は、後出2系譜の瓦当意匠の祖形となる意匠である。筆者は、この最古の鑑・字瓦を「上野国分寺創建統一意匠」として昭和63年頃より用いている。従前に於この名称設定の記述をしていなかったので、ここで、上述意匠を以て「上野国分寺創建統一意匠」の名称設定をする。
- 「上野国分寺系」の記述は註13前掲書以外では、大江正行「金井廃寺の意義をめぐって」『金井廃寺遺跡一町道4-83号線に伴う発掘調査』昭和54年 (1979) 群馬県吾妻郡吾妻町教育委員会及び、註2前者前掲書があり、「上野国分寺式」の名称設定は、大江正行「(1)上野国分寺式との係わりから見て」『有馬廃寺跡発掘調査報告書』第III章考察 第1節瓦類 渋川市発掘調査報告書第16集 昭和63年 (1988) に詳述されている。
- (27) 「半截作り」の名称は筆者の造語である。従前より男瓦の成形技法の名称に、「分割技法」等で呼称されている技法と同義語である。造語(名称設定)の意図は、同技法は分割の語意より半分に截断するのが実態であり、「半分に截断する」の意味として「半截」とし、凡全国的な作瓦技法である為「半截作り」として用いている。そして、「上野国分寺創建統一意匠」

と同様に、上述意図を以て「半截作り」の名称設定をしたい。

- (28) 訂5前掲書（後者）及び、須田 茂「山際窯跡・鹿の川窯跡」『群馬県史』資料編2 原始古代2 群馬県史編さん委員会 昭和61年（1986）
- (29) 「雀」の彫り直しの中間段階は、勢多郡粕川村宇通遺跡（宇通庵寺）での既出がある。宇通遺跡（宇通庵寺）の瓦類を整理された大江正行氏の御教示による。
- (30) 大江正行「金井庵寺の意義をめぐって」『金井庵寺遺跡－町道4-83号線に伴う発掘調査－』昭和54年（1979）群馬県吾妻郡吾妻町教育委員会 昭和59年（1984）
- (31) 大江正行「瓦当部背面の技法について」『上野国分僧寺寺域縁辺の調査』群馬町埋蔵文化財発掘調査報告書第1集 昭和50年（1975）
- (32) この黒色焼処理技法は、笠懸古代窯跡群中で生産された可能性がある「須恵器内黒土器」の技法に通ずるものである。筆者らが山際窯跡で採集した「内黒土器」は、小沢達樹・大江正行「太田市八幡遺跡出土の胎土分析」『太田市八幡遺跡』群馬県教育委員会・財團群馬県埋蔵文化財調査事業団の分析試料に供した為土器は無くなつたが、実測図は同書中に掲載されている。
- (33) 高井佳弘「第VII章出土した遺物 第1節瓦類 3軒丸瓦」「史跡上野国分寺跡」群馬県教育委員会 平成元年（1988）
- (34) 大江正行「第3回 関東古瓦研究会 研究資料No.3」関東古瓦研究会群馬部会 昭和57年（1982）
- (35) 須田 茂「上野国新田郡における古代寺院について－地方寺院の形態とその形成背景に関する史論－」『研究紀要7』財團群馬県埋蔵文化財調査事業団 平成2年（1990）
- (36) 大江正行「第4章まとめ 第2節 瓦」「国分境遺跡」財團群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘調査報告書第10 4集 財團群馬県埋蔵文化財調査事業団 平成2年（1990）
- (37) 第15図-1・第18図-11は千本木政一氏の採集資料である。氏は新里村字野に在住し昔より近隣遺跡の表面採集活動等をされておられる。氏の採集された資料には重要なことが多い。第14図-1の実測図は大江氏が実測・採拓されたもので町誌・県史等に使用されている。この外、雷電山窯跡・新宮遺跡で採集されている瓦類の多くは氏の所蔵品である。
- (38) 近年当該の山際・鹿の川窯に係わる論述が須田 茂・高井佳弘氏により公刊されている。両氏は、新田郡内の寺院及び瓦出土遺跡と国分僧寺から出土した鎧・宇瓦に就いて、概ね次ぎの前提に立っている。

1. 「統一意匠」の鎧・宇瓦と縄叩きの女瓦・「大」「三」（漢数字に類似する文字瓦類）等の籠書き文字瓦を「鹿の川窯跡」のみで生産されたとする。

2. 上述以外の「統一意匠」の後出種の鎧・宇瓦及び格子系叩きの女瓦・「山田」・「勢多」等の刻印文字瓦類を「山際窯跡」で生産したとするのである。

この1・2の前提に立ち須田氏は、註 前掲書中で論述しその論旨は次ぎのとおりである。「鹿の川窯跡は新田郡が営窯し、国分寺創建統一意匠の鎧瓦を新田郡・国分寺に供給する目摘をもって開窯した」とし、「山際窯跡は山田・勢多・佐位郡が営窯し国分寺・各郡に向けて開窯があったとされている。そして、この両窯跡は、「官」としての性格が薄く感じられるとしている。

一方、高井氏は、国分僧寺出土の瓦（鎧・宇瓦）に就いて記述する中（註30前掲書）で、やはり、上述の1・2を論述の出発点としているものの、「統一意匠」宇瓦女瓦部凸面には縄叩きと斜格子を施す二者の存在を報告し（345点中後者は4と少ないものの斜格子叩きを施す「統一意匠」宇瓦は存在する）ている。

この両者の前提となっている点は筆者もある程度までは傾向として捉えられると思うが、両窯跡は採集資料でしか知られておらず、それらも主要な資料は既に周知されている。これらの中から鹿の川窯跡では縄叩きの女瓦しか生産しなかったというのは未だ確定は出来ないと考える。これは、鹿の川窯跡では、斜格子叩きの女瓦も採集されている実態があり（註5後者前掲書）他方、山際窯跡では、「統一意匠」の鎧瓦破片・彫り直し（第15図-1・2）があり、第3図の故岩沢正作氏の採集資料には縄叩きの女瓦もある。又、国分寺中間地域D区17号住居出土の女瓦（第68図-5）には縄叩きと斜格子の両者を施す資料がある。

よしんば、胎土をもって1・2を論ずるにしても今回の資料でも両窯跡に共通する胎土があり、両氏共に胎土での説明はなされておられない。「鹿の川窯跡生産」とか「山際窯跡生産」とする「生産」は、馬見岡遺跡の様に、焼造窯（窯跡の特定は出来ない）から離れた特定の生産工房の存在もある。そして、鹿の川窯跡で焼造された瓦の「造瓦所」と山際窯跡で焼造された瓦の「造瓦所」がどの様な状態であつたかという点と工人系譜等未解決の問題も多い。

上述してきたとおり、筆者としては窯跡と焼造製品を限定して考えるのではなく、現状では、「鹿の川窯の主体焼造瓦は」と「山際窯跡の主体焼造瓦は」と表現するのが妥当と考える。そして、鎧・宇瓦・男瓦・女瓦を実態に促し詳細に分析することが必須であろう。これらの点を踏まえれば、両氏が前提としている論述には大きな矛盾が内在している。

- (39) 25と同じ
- (40) ここに掲載した再調整技法をもつ資料は集成を目的としたものではなく、県内全域を網羅的に扱ってはいない。消費遺跡での量的傾向を見るためであり、およよその動向に大過ないと考えている。
- (41) 『三ッ木遺跡』1984、『小角田前遺跡』1985、『西今井遺跡』1987 財團群馬県埋蔵文化財調査事業団 『十三宝塚遺跡』II 1987 群馬県教育委員会 『柳久保遺跡群』VII 1988 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 『芳賀団地遺跡』I・II 前橋市教育委員会 『保渡田東遺跡』1986 群馬県教育委員会 『戸神諏訪遺跡』1990、『後田遺跡』II 1988、『田篠上平遺跡』1988 財團群馬県埋蔵文化財調査事業団

- (42) 飯田陽一「南北企窓跡群製の須恵器」『荒砥上川久保遺跡』1982 勅群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (43) 大江氏の御教示によれば、7世紀代の瓦の多くと、8世紀代の笠懸窓跡群などを含む特定窓跡群製の瓦に、轆轤左回転の傾向があるという。山際窓跡群出土の須恵器には、左回転による例が多くあり、同窓跡を営んだ工人像について、瓦陶の両者を製作した職域の可能性が考えられる。須恵器での轆轤左回転は月夜野窓跡でも認められる。
- (44) 42と同じ
- (45) 小島純一『月田古墳B1』粕川村教育委員会 1982 小島氏のご厚意で実見した。胎土中に白色の針状鉱物の混入が認められ南北企窓跡群の製品の可能性が高い。
- (46) 南北企窓跡群産の須恵器についてはとくに同定する機会を設けていない。同定能力に関しては胎土中の白色針状鉱物の存否が唯一の指標であり、さらに掲載資料のほとんどは実見していないため、南北企窓跡群産の存在量は全く不明である。多くは報文中の胎土特徴によっており、実際はかなりの数にのぼる可能性がある。
- (47) 『鳩山窓跡群』I・II 198☆・1990 鳩山町教育委員会
- (48) 「埼玉の窓業調査報告書」昭和62年 埼玉県歴史資料館
- (49) 『鳩山窓跡群』II 1990 鳩山町教育委員会
- (50) 須田 茂「入谷遺跡」新田町文化財調査報告書第8冊 1987 群馬県新田町教育委員会
大胡町では炭窯・製鉄跡などとともに、全長4.5mの小規模な須恵器窓跡が検出されている。壺・蓋付き・短頸壺及び蓋などが生産されている。供給先は(宮寺)・(国衙)など、かなり限定的に考えられている。壺類底部切り離しは笠使用とされる。山下歳信「八ヶ峰生産址遺構」「上大屋・樋越地区遺跡群」1986 群馬県勢多郡大胡町教育委員会
- (51) 藤岡謙二郎編「古代日本の交通路I」・「II」昭和53年 大明堂 秋山元秀「武蔵国」・金坂清則「上野国」宝亀2年(781)、上野→武藏→下野経由の東山道を正式ルートとしていた武蔵国は東海道経路に移属が図られた。この背景には、武蔵国の中西部に広がる洪積台地や沖積平野の開発の進展が考えられている。この結果、新田郡を中心とした上野国と武蔵国西部地域には新たな経済圏としての結び付きが展開したと考えられる。
- (52) (2)前掲書
- (53) 21と同じ
- (54) 井上 薫『奈良朝仏教史の研究』昭和41年(1966) 吉川弘文館
- (55) 前沢和之「第VIII章第3節 国分寺の創建」「史跡上野国分寺跡」平成元年(1988) 群馬県教育委員会
- (56) 県教育委員会により発掘調査が実施された。概報時点での遺跡の性格付について「寺」から「郡衙」という具合にその性格付に対して一定の統一見解が出されていない状況下にもかかわらず史跡指定されている。郡衙・寺の論争は半ばを過ぎたかの感があるものの「郡寺」の表現をも疑問視する人もいる。筆者自身は、検出遺構・出土遺物から、従前よりの郡寺説と桧前部氏(郡司)の私寺のどちらかと思っているが寺としての前提は変わらない。
- 又、十三宝塚遺跡と同様に「郡衙」・「寺院跡」と遺跡の性格付が分かれた地域にとって重要な遺跡に「上西原遺跡」がある。この遺跡で検出された基壇・基壇を廻る溝等があるものの、他の遺跡を鑑みて「郡衙」とは考え難い。出土遺物には、瓦類・土器・鉄製品・塑像等がある。この中で瓦類は笠懸古窓跡群で焼造された製品であり、やはり寺院跡と判断されるが、十三宝塚遺跡と比較した場合、その質差には著しい違いがある点からすれば官的な寺院とは考え難い。調査担当の松田氏は頭初「郡衙」として論述されていたが、昨今では、十三宝塚遺跡と共に「郡寺」としている。この転換に伴なう論述は無く、何如何なる論拠をもってなすのか学理上の大きな矛盾である。
- 又、勢多郡内には粕川村宇通遺跡(宇通庵寺)・新里村青雲寺遺跡・赤堀村川上庵寺等があり、上西原遺跡同様に笠懸古窓跡群焼造の瓦を堂宇の屋根に葺いた痕跡がみとめられる。これらの寺院跡等も基礎的研究を踏まえ系統的な研究成果によりその性格付がなされる必要性があり筆者自身も自戒している。
- (57) 大江正行註27前掲書。
- (58) 拙著「上野国分尼寺々地考」「群馬の考古学」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団創立10周年記念論集 勅群馬県埋蔵文化財調査事業団 昭和63年(1987)の中で尼寺と共に僧寺々地について一部記述した。
- (59) 大江氏は「上野国分寺域縁辺の調査」群馬町埋蔵文化財調査報告第1集群馬町教育委員会昭和50年(1975)の考察の中で述べ前沢氏は「瓦からみた上野国分寺」「史跡上野国分寺跡」平成元年(1988)群馬県教育委員会
- (60) 高井佳弘註30前掲書の中で述べておられる。
- (61) 官窯に就いての定義は色々な問題がある。1つは中央に於けるものと、地方に於けるもの、また、地方の中でも中央に近い地方というように地理的規制もある。そして、上野国の場合には地方に設定される。では、地方に於ける「公」窯とはどの様な状態なのかなを考えねばならない。地方官衙を探ろうとする時群馬では「こうゆう実態があつて」更に、「その背景がこの様に考えられるから」という点を明らかにしてからそれが「公」なのか「私」なのかという点で考求せねばならない。でなければ、上野国(関東地方)には「官」という言葉が該当する窯は一切なく、官の建物ですら「私」を前提にせねばならない特に「郡家」と呼ばれるものは私の転用の場合がある。又、時期によっても異なると考える。少、なくも時期・状況等から実態を踏まえて判断せねばならない。